

# 請願・陳情回答綴

〔 請願 第 2 号  
陳情第 60 号～第 77 号 〕

平成 28 年第 5 回 市議會委員會審査分

堺市議會



# 目 次

請願第	2号	堺市議会喫煙所の廃止について	1
陳情第	60号	行政にかかる諸問題について	3
陳情第	61号	行政にかかる諸問題について	19
陳情第	62号	行政にかかる諸問題について	35
陳情第	63号	行政にかかる諸問題について	53
陳情第	64号	行政にかかる諸問題について	63
陳情第	65号	児童発達支援センターの充実について	87
陳情第	66号	子ども・子育て支援新制度について	89
陳情第	67号	公共料金の値下げについて	93
陳情第	68号	視覚障害者施策の充実について	97
陳情第	69号	行政にかかる諸問題について	99
陳情第	70号	大企業への優遇策について	107
陳情第	71号	近畿大学医学部附属病院について	109
陳情第	72号	障害児施策の充実について	111
陳情第	73号	放課後施策について	113
陳情第	74号	放課後施策について	115
陳情第	75号	放課後施策について	117
陳情第	76号	放課後施策について	119
陳情第	77号	放課後施策について	121



番 号	請願第2号	所管局	総務局			
件 名	堺市議会喫煙所の廃止について					
(行政部総務課)						
<p>本市では喫煙に対する取組みとして、平成8年から分煙の取組みを進め、平成15年5月1日に健康増進法が施行されたことを機に、受動喫煙による市民や職員の健康への影響を防止するため、平成16年4月から本庁舎を含む本市の公共施設において建物内禁煙を推進することといたしました。</p> <p>建物内禁煙を推進するにあたり、本市の喫煙対策について、議会に対し、受動喫煙防止の観点から、建物内全面禁煙とした経緯や方針について説明を行い、議会としてどのように判断されるか検討を依頼しました。</p> <p>議会において、受動喫煙防止の趣旨を十分踏まえた検討が行われた結果、議場、傍聴席、委員会室に加え、議員控室、会議室、応接室等をすべて禁煙とするが、1箇所喫煙スペースを設けられたいとの申し入れがありました。</p> <p>本市としては、議会が地方自治法に基づき、市長から独立した権限を有する機関であり、その自律権の範囲においては、議会の判断を尊重すべきものであると考え、この申し入れを受け、喫煙所を設置したものです。</p> <p>受動喫煙防止対策については、平成27年11月27日に閣議決定された「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において、「健康増進の観点に加え、近年の開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」とされており、平成28年10月に「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」が厚生労働省から示されたところです。</p> <p>本市としても、国の対策強化案の検討状況等、今後の動向を注視しつつ、引き続き受動喫煙防止に向けた取組みを推進してまいります。</p>						



番 号	陳情第60号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日
(審査結果)	
第2項	
<p>議会の広報については、「広報さかい」において「議会のうごき」として、特集記事を組んでおり、議員の意見や市の答弁など論議した主な内容をお知らせするとともに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
第3項	
<p>本市議会では、本会議、各委員会、会議等は原則公開しております。また、百条委員会（小林由佳議員及び黒瀬大議員による政務活動費又は政務調査費の支出に関する調査特別委員会）については、百条委員会の申し合わせにおいて原則公開となっており、会議の傍聴（委員会室内10名、モニター傍聴室内40名）に加え、インターネット中継（生中継・録画中継）の実施（4月28日、10月28日開催の会議を除く）により、多くの皆様が会議の状況をご覧いただけますようになっております。あわせて、会議終了後、会議内容を記録した会議録を作成し、市議会のホームページ及び市政情報センター等で公開しております。本市議会では、引き続き、議会における会議情報の公開に努めてまいります。</p>	
<p>また、小林由佳議員における政務活動費の支出に関するチェックについては、議会事務局において、提出された領収書等貼付用紙その他証拠書類の写しが「政務活動費の運用指針」の内容に沿ったものになっているかを確認しています。百条委員会で調査の対象となっている小林議員の政務活動費（政務調査費）の支出について、提出された書類上は、当時の運用指針の内容に沿ったものでしたが、その実態がなかったとされているものであり、平成28年度から市政報告の印刷・ポスティング等については、領収書のほか見積書・納品書（または完了報告書）・精算書の写しを提出するなど、運用指針を改正しました。今後、市民の皆様の疑惑を招くことがないよう、引き続き政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、「政務活動費の運用指針」を見直すことで、より一層の適正な運用を行ってまいります。</p>	
第4項	
<p>陳情の当局回答については、議会事務局から当局に対し、常任委員会の開催に合わせて作成を依頼しています。そして、当局の回答を踏まえ、それぞれの常任委員会で陳情を審査する仕組みになっていますのでご理解ください。本市議会では、引き続き、陳情者の意を十分に酌みながら当局の見解を質すなど、さらなる陳情審査の充実に努めてまいります。</p>	

番 号	陳情第60号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項（企画部）

本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。

今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。

第6項（広報部広報課）

「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1面で詳しく紹介しております。

本市では、市民の皆様が、安全・安心が確保された暮らしの中で「堺に住んで本当によかった」「これからも堺に住み続けたい」と感じていただけるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。

番 号	陳情第 60 号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（行政部行政管理課・人事部人事課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</b> 指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めております。 市民サービスの向上の一例としては、開館日の増加や開館時間の延長、また利用者の多様なニーズに対応したイベントや講座の実施などがあげられます。 指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。 今後も引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい扱い手を選択し、適正に人員配置を行ってまいりたいと考えております。						
<b>第8項（行政部情報化推進課）（市長公室広報部市政情報課）</b> マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入されました。 本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の規定に基づきマイナンバーを利用しておらず、当該規定以外での利用はありません。 具体的には、平成28年1月から、社会保障分野では、国民健康保険・介護保険・児童手当等に係る事務で、税分野では、個人住民税・法人市民税・事業所税等に係る事務でマイナンバーを利用しています。また、災害対策分野では、被災者台帳作成や救助又は扶助金の支給に関する事務でマイナンバーを利用することとしています。 個人情報の取り扱いについては、チェック体制を強化し、不正な持ち出しが二度と起こらないよう組織として厳格に取り組んでいるところです。						

番 号	陳情第60号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）						
<p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要の広報紙への掲載などの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで、集客促進に努めており、自衛隊音楽隊の演奏については、堺まつりによるまちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（危機管理室危機管理課）</b>						
<p>本市では、平成27年3月に策定した「堺市地域防災計画資料編」において、これまで本市に被害を及ぼした慶長元年以降の地震災害や昭和9年以降の風水害の被害状況等を掲載しており、これを本市ホームページで公開することで、市民の皆さんに広く災害事例をお知らせしています。</p> <p>また、毎年7月31日に開催される堺大魚夜市において、安政元年（1854年）に発生した安政南海地震のことを記した「擁護璽（ようごじ）」という大浜公園にある石碑を堺市博物館の学芸員の説明を聞きながら見学するという、市民の皆さんに本市の幕末の地震記録に学んでいただく取組みも行っています。</p> <p>その他、9月1日の防災の日にあたり、毎年9月号の広報さかいで、災害への備えなど、防災に関する記事を掲載し、市民の皆さんの防災意識の高揚に努めているほか、特に平成28年度においては、熊本地震の発生を受け、広報さかいの5月号及び6月号にて、被災地支援の状況及び地震への備えについて、市民の皆さんへお知らせしたところです。</p> <p>今後も、機会あるごとに、市民の皆さんの防災・危機管理意識の高揚につながる取組みを実施してまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>各区の区民評議会につきましては、区民の声を反映したまちづくりを進めるため、委員の公募や傍聴者へのアンケートを実施するほか、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>区民評議会の会議は、公開で実施しており、会議の結果につきましても、各区ホームページのほか、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>今後も引き続き、議論の進捗状況や調査審議している内容などについて、広く区民の皆さんにご理解いただけるよう、お知らせしてまいります。</p>						
<b>第12項（男女共同参画推進課）</b>						
<p>本市は、平成24年3月に策定した、「第4期さかい男女共同参画プラン」に基づき、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画し、創造できる「男女共同参画社会の実現」をめざし、男女共同参画施策の推進に取り組んでいます。</p> <p>男女共同参画交流の広場は、個人やグループが男女共同参画社会の実現をめざし活動するために誰もが気軽に立ち寄れる情報・交流・相談の場としてご利用いただいています。</p> <p>交流の広場では、今後も引き続き事業内容を充実し、さまざまな機会を通じて広報を行い、ひとりでも多くのみなさまにご利用いただけるように努めてまいります。</p>						
<b>第13項（人権部人権推進課）</b>						
<p>平和安全法制関連2法や集団的自衛権について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、その是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						
<b>第14項（人権部人権推進課）</b>						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様に核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>						

番 号	陳情第 60 号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第 15 項（人権部人権推進課）</b>						
<p>日本国憲法、中でも第9条について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						
<b>第 16 項（人権部人権推進課）</b>						
<p>平和と人権資料館においては、これまでも「いのちの大切さ」を展示の主要なメッセージとし、常設展示を平和ゾーン、人権ゾーン、環境ゾーンで構成し、平和と人権の重要性を発信してまいりました。</p> <p>なお、このような展示は当資料館だけでなく、平和と人権展等商業施設を利用した啓発イベントにおいても展示し、より多くの市民への周知を図っています。</p>						
<b>第 17 項（人権部人権推進課）</b>						
<p>平和と人権資料館の平和ゾーンでは、模型と映像を組み合わせた映像装置で、多くの方の空襲体験談をもとに再現した堺大空襲の悲劇が追体験できるようになっており、ビデオ等が常時視聴できるほか学校等に対して貸出しも行っております。</p> <p>今後も、同資料館においては、戦争の悲惨さと平和の尊さ、お互いの人権を尊重することの大切さを次世代に語り継ぎ、戦争の記憶を風化させない取組を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第18項（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>なお、現在、大阪府の福祉医療制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第19項（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>現在、社会保障審議会介護保険部会において、軽度者の方への支援のあり方など次期制度改正について議論されていますが、被保険者及び保険者にとって影響が大きい内容であるため、本市においては、介護報酬改定及び制度改革にあたって、保険者の意見を十分反映し、被保険者の生活及び保険者の財政運営に混乱をきたさないよう国に対して、要望しているところです。</p>						
<b>第20項（長寿社会部高齢施策推進課）</b>						
<p>堺市では、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施します。これに加え、多様な主体によるサービスの提供を考えており、堺市独自の研修を実施することにより、質の確保に努めてまいります。</p> <p>また、予算については、要支援者の在宅生活を支えるための必要なサービスが提供できる予算の確保に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第 60 号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第21項（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護職員が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇の改善を行うことは喫緊の課題であり、平成27年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算の充実が図られました。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算の算定要件には、事業年度ごとに市に対して、介護職員の賃金改善に関する実績を報告することとなっています。</p> <p>本市においては、介護人材の確保は重要であることから、さかい介護人材確保育成支援事業として、介護事業者が自律的に職場環境改善に取り組めるよう、職場環境を自己点検する取組や研修会等を実施しています。</p> <p>また、介護職員の離職防止など定着に結びつくよう対策を講じることを、国に対し要望しているところです。</p>						
<b>第22項（生活福祉部国民健康保険課・健康部健康医療推進課）</b>						
<p>本市国民健康保険では、40歳から74歳までの方を対象とした特定健康診査（身体計測及び血圧、血液、尿等の検査）や30歳から74歳までの方を対象とした「人間ドック（総合健康診断日帰りコース）」を実施することで、被保険者の健康の保持・増進と疾病予防に取り組んでいます。</p> <p>また、平成28年度からは糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。これは、保健指導による生活習慣改善を通じて腎症悪化を遅延させ、人工透析への進行を防止することで、将来の医療費削減を図るもので。</p> <p>本市では、平成26年3月「生涯にわたるこころと体の健康づくり」「健康を支える地域社会づくり」「生活習慣病の早期発見、重症化予防」の3つを戦略の柱とする「堺市健康増進計画（健康さかい21（第2次））」を策定し、市民の健康寿命の延伸を目的とした様々な取り組みを展開しております。</p> <p>また、地域の市民の要望に応じ講座や保健センターによる健康教育・健康相談を行っております。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項、第24項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行については、まず本年4月から5月にかけて各保育所において説明会を開催し、その際、保護者の方からいただいたご質問等のうち、詳細が決まっていなかった項目については、8月末から9月にかけてご提示するとともに、保育所を通じて保護者の方への説明を行いました。</p> <p>移行後も引き続き、公立保育所が従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にした教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでまいります。</p>						
<p>なお、国における公定価格では、3歳児に係る保育士等の配置基準を改善できる加配があるとともに、本市独自の運営補助金においても、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善が可能となる補助項目を設けております。同様に、公定価格では、処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、運営補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等を図っているところです。</p>						
第25項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）（教育委員会事務局学校管理部教育環境整備推進室）						
<p>待機児童の解消や0～5歳児の一貫した教育・保育の提供などによる子育て支援の充実を図るため、平成31年4月に、隣接する市立百舌鳥保育所、認定こども園百舌鳥幼稚園及びこども園保育所を統合し、幼保連携型認定こども園として民営化の実施に取り組んでいるところです。</p> <p>このような中、3施設の統合・民営化にむけて園舎の建替え等もを行うことになりますが、安全面はもとより、保育環境が変化することの影響を最小限にするため、引き続き一人ひとりの児童の発達に沿ったあたたかみある保育ができるよう運営面での工夫や、移管先法人へのきめ細やかな引継ぎに取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第26項（環境都市推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、平成25年11月に「堺市地域エネルギー施策方針」を策定し、再生可能エネルギーを中心とする、エネルギーの地産地消を推進しています。</p> <p>また、電力の小売事業者の再生可能エネルギー電気の取扱状況を調査し、市ホームページで情報提供を行う予定です。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第27項（商工労働部産業政策課）						
<p>堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海（ホンハイ）精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷（DNP）株式会社とも事業統合（出資）した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。</p> <p>また、シャープ株式会社が、同社の本社所在地をグリーンフロント堺に変更したことから、堺ディスプレイプロダクト株式会社との事業連携が進むとともに、雇用機会や事業機会の拡大などにより税収の増加が見込まれ、地域経済への一層の波及効果がなお一層期待できると考えています。</p> <p>なお、条例の対象となる建物及び設備に係る投資額の累計は、平成28年3月までで、約9,850億円、雇用見込の累計は約6,100人であり、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ14件約7,000億円の投資と約2,600人の雇用が発生しています。</p> <p>このような状況を踏まえ、当該関連企業に対し、堺市企業立地促進条例（現堺市ものづくり投資促進条例）に基づく制度の運用を行っているところであります、平成27年度におけるグリーンフロント堺立地企業の市税の不均一課税後の直接的な税収効果は約6億円となっています。</p> <p>今後とも、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的として、平成27年4月から施行しております『堺市ものづくり投資促進条例』等の施策を通じ、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>						
第28項（商工労働部産業政策課・雇用推進課・農政部農水産課）						
<p>国においては、平成25年7月にTPP交渉に参加して以来、参加各国と議論を重ね、平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月にTPP協定が署名されました。</p> <p>国では中堅・中小企業の新たな市場開拓等の支援や、農林水産業の体质強化及び重要品目を中心とした経営安定・安定供給のための備え等に取り組むとしています。</p> <p>TPPにより、輸出相手国の貿易手続や、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化・簡素化され、投資ルールが整備されることで、大企業のみならず、優れた技術を有する中小企業も海外市場への進出が容易になると考えられています。また、輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続きが簡素化されることで、日本の優れた工業製品などを輸出しやすくなり、その結果として、国内の雇用や収入にも好影響を与えることが期待されています。さらに、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も海外に輸出しやすくなるとも考えられています。</p> <p>今後も、国と連携し、このようなTPPがもたらすチャンスを市内企業が有効に活用できるよう取り組むとともに、農商工連携等によって本市農業の活性化や新たな付加価値の創造等も促してまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第29項（経営管理部経営企画課）

水道事業は公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活および生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。このようなことから、本市では、民間活力が期待できる検針業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保したうえで、民間企業と連携し、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。

番 号	陳情第60号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第30項（1）（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>本市の中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、本年度11月から全校において実施しております。</p> <p>また、中学生にとって必要なエネルギー量を確保し、多様な食材や調理法を適切に組み合わせた食事内容とするため、副食の内容を充実し、食材の安全性や品質の確保を行うことができるよう給食費の設定を行っておりますので、御理解願います。</p> <p>なお、中学校給食の就学援助の適用につきましては、課題のひとつであると認識しております。</p>						
<b>第30項（2）（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>権限移譲に伴い、平成29年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、本市を含む政令指定都市においては、同法が定める標準の下、当該政令指定都市が義務教育諸学校の学級編制を行い、教職員の定数を定めることとなります。</p> <p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国に対し引き続き要望するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、これまでの研究成果を踏まえ、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p>						
<b>第30項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現時点では当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。事業開始当初は、民間事業者にノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。しかし、最近では、府内で、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るために、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p> <p>また、事業運営については、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による事業者を選定することで、さらに、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境を整備できるものと考えております。</p>						

番 号	陳情第60号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第30項（4）（学校教育部学校指導課・総務部学務課）</b>						
<p>義務教育の無償化につきましては、日本国憲法第26条第2項に規定されておりますが、このことは授業料の無償化であり、教材費など教育に必要な一切の費用の無償化を規定したものではないとの見解が昭和39年の最高裁判決で示されております。</p> <p>そのことから、本市においても教材費等を学校徴収金として保護者から徴収しておりますが、保護者負担の軽減に努めるよう、学校に対し通知しているところです。</p> <p>なお、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、学校教育法の趣旨に基づき、学用品費等の費用の一部を援助する就学援助事業を実施しております。</p>						
<b>第30項（5）（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>チャレンジテストにつきましては、その実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために参加を決定しております。</p>						



番号	陳情第61号
件名	行政にかかる諸問題について
審査委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日

(審査結果)

第1項

平成28年度の各委員会における視察実績は下記のとおりです。

(常任委員会)

委員会名	視察日程	視察先	視察事項	
総務財政委員会	10月4日～5日	広島市	200万人広島都市圏構想について	
			広島市公文書館【現地視察】	
産業環境委員会	10月6日～7日	金沢市	西部環境エネルギーセンター【現地視察】	
			本多公園（マイクロ水力発電）【現地視察】	
建設委員会	10月11日～12日	柏市	創業支援の取り組みについて	
			歴史的建造物の保存と活用の取り組みについて	
市民人権委員会	10月19日～20日	仙台市	交通施策について	
		千葉市	デマンド型タクシーについて	
文教委員会	10月24日～25日	仙台市	稲毛海浜公園検見川地区【現地視察】	
			避難所運営マニュアルについて	
健康福祉委員会	10月24日～25日	熊本市	ヘイトスピーチに関する取り組みについて	
			LGBTに関する取り組みについて	
		仙台市	防災教育について、学校給食について	
			仙台子ども体験プラザ-Elem（エリム）【現地視察】	
		熊本県	動物愛護センター【現地視察】	
			CKD（慢性腎臓病）対策について	
			災害時の健康管理について	

番 号	陳情第61号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日

(特別委員会)

委員会名	視察日程	視察先	視察事項
都市活力再生・創出調査特別委員会	10月26日～27日	富山市	富山市の中心市街地活性化について 富山市ガラス美術館【現地視察】
		金沢市	金沢市中心市街地都市機能向上計画について
歴史文化魅力発信調査特別委員会	11月9日～10日	長崎市	「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産の取り組みについて
		福岡県	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録の取り組みについて
子どもと女性が輝く社会実現調査特別委員会	11月9日～10日	横浜市	子どもの貧困対策について 保育施策について
		神奈川県	かながわ男女共同参画センター【現地視察】

(議会運営委員会)

委員会名	視察日程	視察先	視察事項
議会運営委員会	10月17日～18日	町田市 早稲田大学マニフェスト研究所	議会改革の取り組みについて 議会の権能強化について

第2項

堺市においては、現在、議員からの要望等に対する記録制度ではなく、本市議会においても、記録制度に関する条例を議員提出によって制定すること等は検討しておりません。しかし、二元代表制の一翼を担う本市議会は、堺市議会基本条例の理念のもと、執行機関と健全な緊張関係を保ち、行政に対するチェック機関としての役割を十分果たしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第61号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（人事部人事課）</b>						
<p>職員の綱紀保持については、日頃から様々な機会をとらえて徹底に努めているところですが、残念ながら不祥事の根絶には至っていない状況です。</p> <p>不祥事の発生防止策としましては、庁内ホームページに綱紀保持の基本方針、職員の心構えを常時掲載し、職員への周知徹底を図るとともに、毎年2回、全職員に対して服務規律の確保の文書通知を行い、職員の綱紀保持の徹底に取り組むとともに、職員による非違行為があった場合には、厳正に対処しているところです。懲戒処分を行った際は、報道機関や市議会に対して処分内容と被処分者、事案の概要等を公表するとともに、その内容を市ホームページにも掲載し、市民の皆様にお知らせしています。</p> <p>今後も、職員の適正な服務規律の確保に努めてまいります。</p>						
<b>第4項（行政部行革推進課）</b>						
<p>本市では、財政状況や本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、現在、「第2期行財政改革プログラム」に基づき、計画期間である平成26年度から29年度の4年間で、歳入の確保や歳出の削減を合せて320億円以上の行財政改革に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、事務事業の見直しをはじめ、要員管理の推進、ICTの活用や内部管理マネジメントの推進などによる組織及び運営の合理化、外郭団体の見直しのほか、市税等の収納率の向上や様々な手法による歳入確保などに取り組んでいるところです。</p> <p>これらの取組については、本プログラムの内容や進捗状況を堺市ホームページで公表しているほか、毎年度の当初予算編成や決算における行革効果を、堺市ホームページをはじめ、広報さかいにおいても公表しています。</p> <p>次に、公共施設の維持管理費や建替え費用などの財政負担については、「ライフサイクルコストの削減」、「施設総量の最適化」、「バリュー・アップ」の3つの基本方針に基づき、施設の長寿命化や統廃合・再配置、維持管理費の削減などに取り組み、財政負担の軽減と平準化を図ってまいります。</p> <p>また、外郭団体が所有する施設の維持管理や建替えについては、各団体において中長期の保全計画等に基づき、施設の長寿命化や維持管理費の削減による財政負担の軽減と平準化を図るなど適切な施設管理に努めているところです。市としても、今後も施設利用の向上や計画的な改修・修繕の実施など指導調整を行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（人事部人事課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）						
平成27年度の本市における育児休業取得職員数は、84人で、女性職員が74人、男性職員が10人となっております。						
<p>少子高齢化が進展するなか次世代育成を支援し、豊かで活力ある社会の実現を図っていくためには、ワーク・ライフ・バランスの浸透や女性活躍の推進を通じて、性別に捉われることなく育児等に参加する環境づくりが必要と考えています。</p> <p>本市では、「次世代育成支援対策推進法」をうけ平成26年1月に「堺市職員仕事と子育て両立プラン」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」をうけ平成28年3月には「堺市職員の女性活躍推進プラン」を策定し、両プランに基づきさまざまな取組みを進めているところです。今後も、男性職員も女性職員もともに育児等に参加する働きやすい職場環境づくりを推進し市民サービスの向上につなげてまいります。</p> <p>また、本市では、「堺市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、教育・保育施設等の定員枠の拡大、地域の子ども・子育て支援の充実等に取り組んでいるところです。事業の周知については、堺市子育て支援情報サイト「さかい☆HUGはぐネット」や広報さかい、民間の子育て情報誌等を活用し、情報提供に努めています。</p> <p>今後も、同事業計画に基づき、子育て支援策をさまざまな分野にわたり総合的に推進することで、安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに成長する「子育てのまち堺」の実現に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（危機管理室危機管理課）（上下水道局上水道部配水計画課）</b> テロへの対策につきまして、本市では、平成27年1月に「堺市国民保護計画」、同年3月に「堺市国民保護措置実施マニュアル」を策定し、自衛隊や警察、ライフライン関係企業等と共に連携をとり、適切に対応する体制を構築しております。 また、本市が水道水の全量を受水している大阪広域水道企業団では、滋賀県が実施した原子力発電所の事故時の琵琶湖における放射性物質の水中濃度のシミュレーション結果に基づき、淀川原水の放射性物質濃度について、浄水処理過程での放射性物質の除去能力を考慮すると厚生労働省の通知や指導からは飲用にさしつかえないレベルになるものと予測しております。 本市上下水道局では、このような事態が発生した場合、堺市上下水道局危機管理対策本部を立ち上げ、関係機関と連携し情報収集に努めるとともに、水道水の放射性物質の測定を強化し、状況に応じた広報活動、備蓄水の配布、災害協定に基づいた応援給水の要請を実施することとする一方、対応に時間を要することも考えられることから、災害時に備えて飲み水の備蓄を市民の皆さんにお願いしているところです。						

番 号	陳情第61号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>各区の区民評議会につきましては、区民の声を反映したまちづくりを進めるため、委員の公募や傍聴者へのアンケートを実施するほか、区民の皆様にとって、より身近なところで課題解決に向けた議論がなされるよう、その運営に努めているところです。</p> <p>また、会議は公開で実施しているほか、協議内容につきましても、各区ホームページのほか、市政情報センターにおいても公開しております。</p> <p>今後も引き続き、区民の声を反映したまちづくりが進められるよう、議論の進捗状況や調査審議している内容などについて、広く区民の皆さまにお知らせしてまいります。</p>						
第8項（男女共同参画推進課・人権部人権推進課）						
<p>本市では平成14年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、その第3条に、「男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきこと。」を基本理念として規定しております。</p> <p>また、市役所本庁及び各区役所に人権相談窓口を設置しており、LGBTの方々からの相談にも対応しております。</p> <p>今後とも、相談員の専門性の向上に向け、研修等を通じて更なる資質向上を図ることで、LGBTの方々が相談しやすい体制づくりを進めていくとともに、市民のみなさまにLGBTの方々に対する理解を深めていただけるよう、様々な機会をとらえて、講演会等の啓発に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第9項（生活福祉部生活援護管理課・国民健康保険課）</b>						
<p>ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。ジェネリック医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとされており、国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組む一環として、生活保護の医療扶助においても使用促進に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、「薬価（医療用医薬品の価格）」は、厚生労働省が決める公定価格であり、ジェネリック医薬品を利用する方が生活保護受給者かどうかにかかわらず、同一価格となっています。</p> <p>また、本市国民健康保険においても、医療費適正化の取組の一環としてジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、広報さかい、堺市ホームページ及び堺市国保のしおりに、ジェネリック医薬品の周知記事を掲載しています。さらに、平成23年度から、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知書を、薬代の負担軽減が見込まれる被保険者へ送付することにより、ジェネリック医薬品へ切り替えるきっかけ作りを行っています。</p> <p>こうしたことから、ジェネリック医薬品の利用は拡大しているところですが、今後も引き続きジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいります。</p>						
<b>第10項（長寿社会部高齢施策推進課）</b>						
<p>民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法によって設置される、非常勤特別職の地方公務員と解され、民生委員法において守秘義務が規定されているところです。</p> <p>また、社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国に設置されている団体で、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりのために、地域福祉をすすめるさまざまな事業を行っています。</p> <p>ご要望の趣旨については、堺市社会福祉協議会へも伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

**第11項（障害福祉部障害施策推進課）**

堺市立健康福祉プラザは、障害者の地域生活を総合的に支援する拠点施設です。当施設におきましては、指定管理者制度を導入し、平成27年度決算で約3億9千万円の管理運営委託料を支出しておりますが、その中には、市民交流センター・視覚・聴覚障害者センター、生活リハビリテーションセンター、スポーツセンターの運営等にかかる人件費などが含まれております。また、前述の4センターを含め、12の機能を併せ持つ複合施設として、プール、体育室、トレーニングルーム等、多様な設備にかかる維持管理経費や施設全体の光熱水費なども必要となるため、このような金額になっているものです。

本市では、引き続き指定管理者制度による施設運営を行い、民間事業者等の経営ノウハウを活かした効率的な施設運営に取り組んでまいります。

**第12項（健康部保健所環境業務課）（市長公室企画部企画推進担当）（文化観光局観光部観光推進課）**

自宅の一部や空き別荘、マンションの空室などを活用して宿泊サービスを提供する、いわゆる民泊については、国家戦略特区によります旅館業法の特例を定める条例が大阪府及び大阪市で可決されています。一方で、厚生労働省・観光庁におきましても、民泊に関する新たな法律の制定が検討されています。

本市としては、国の動向を見きわめつつ、大阪府・大阪市の条例運用を注視しながら、府内で連携して、民泊に対する対応を協議しているところです。

なお、旅館業法の規定に抵触する恐れのある施設に関する苦情や通報などがあった場合については、現地に赴いて確認の上、旅館業法の規定に基づき指導しています。

また、ホームページなどを活用して旅館業法に関する正しい知識や情報を伝え、適正な宿泊施設の運営がなされるよう啓発しているところです。

番 号	陳情第61号	所管局	子ども青少年局
-----	--------	-----	---------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

第13項（子ども青少年育成部子ども育成課）

1歳未満のお子さんを育てられる保護者に対し、窒息をはじめとした事故予防の啓発を行うことは大切と考えています。本市では妊娠届出されたすべての方に配布している育児総合ガイドブックやはじめてパパの育児ガイドなどに寝具や寝かせる際の注意点等を記載し啓発を行っています。また、妊娠届出された全員の方に、保健師が面接する中で、必要に応じて情報提供や相談を行っています。今後とも様々な機会に啓発を行ってまいります。

番 号	陳情第61号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（環境事業部環境事業管理課）						
大規模な社会資本の整備については、その経費を堺市の税財源（収入）では賄いきれないため、国からの補助金を受けて進める必要があります。						
本市では、クリーンセンター臨海工場の新設工事及びクリーンセンター東工場第二工場の基幹改良工事について、國の方針に基づき、復興予算を財源とする循環型社会形成推進交付金を受領し、工事費用の一部に充てたものです。						
臨海工場の新設工事は、平成22年度から24年度にかけて、老朽化したクリーンセンター南工場の更新事業として、臨海部に高効率な発電機能と資源循環等のための灰溶融機能を備えた新工場を建設しました。						
また、東工場第二工場の基幹改良工事は、平成24年度から25年度にかけて、長寿命化を図るため焼却炉などの基幹部分の改良工事を実施しました。						

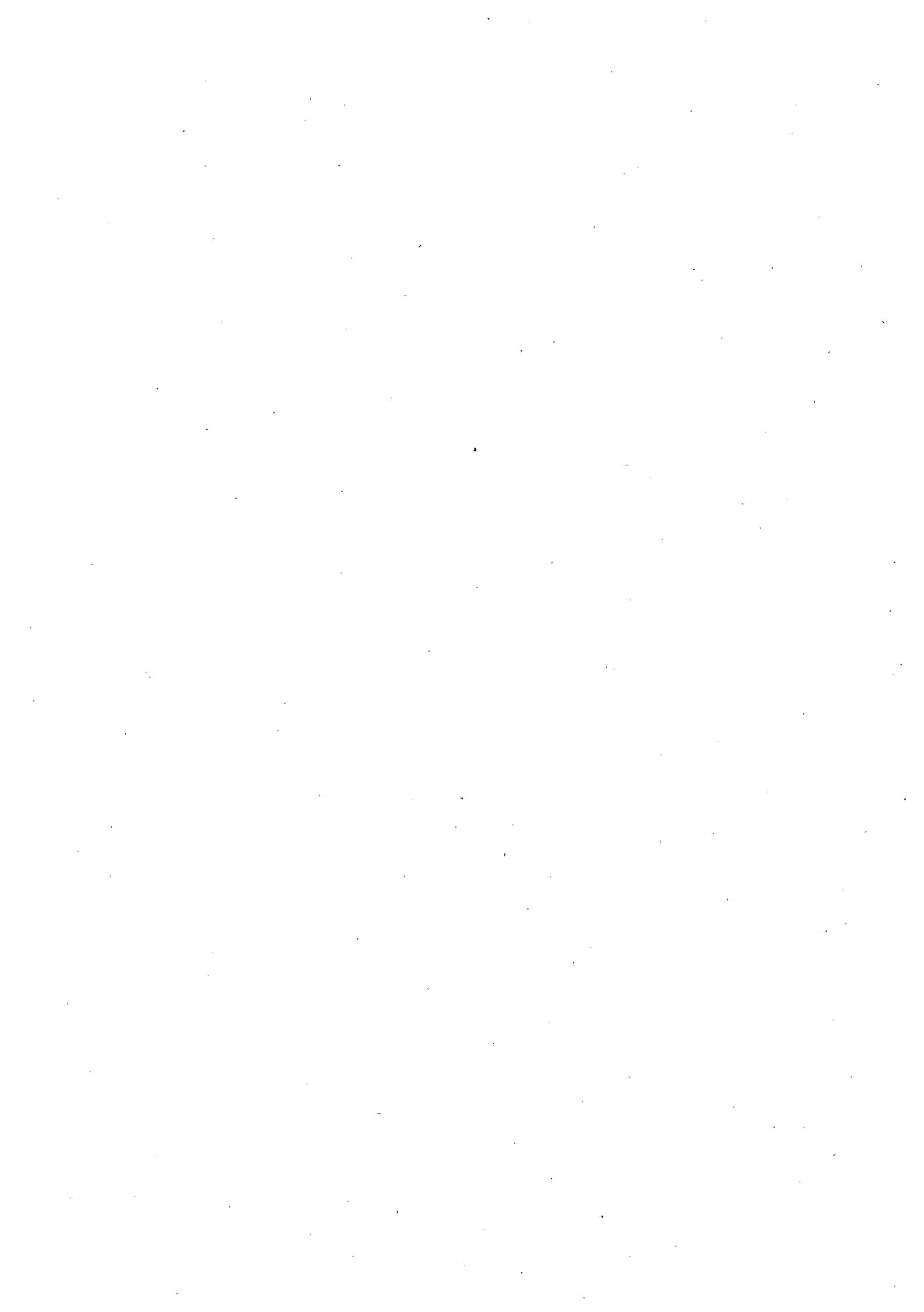
番 号	陳情第61号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第15項（商工労働部雇用推進課）</b>						
<p>本市では、誰もが安心して働く職場環境づくりを推進するため、労働者派遣法や過労死等防止対策推進法、残業代の支払い等の労働基準関係法の順守について、大阪労働局、大阪府など関係機関等と連携しながら、市内企業に対する啓発に取り組んでおります。加えて、賃金未払いや解雇、セクハラ、パワハラなど労働問題に関する相談を市役所、区役所、サンスクエア堺で実施しているところです。</p> <p>国の「働き方改革」においては長時間労働の是正が一つの大きな柱になっております。本市でも、国の動向を的確に把握しながら、引き続き市内企業が取り組む働きやすい職場環境づくりに対する支援を行ってまいります。</p>						
<b>第16項（商工労働部商業流通課）</b>						
<p>消費者の購買行動やニーズの多様化とともに、大規模小売店の出店やインターネット通販の普及などにより、地域の商店街を取り巻く経営環境は依然として厳しいものと認識しております。こうした中、本市では、意欲ある商業者が実施する商店街活性化事業を積極的に支援しております。</p> <p>山之口商店街を例にあげると、就学前の子どもと保護者を対象として、絵本や歌、手遊びなどのふれあい事業や、さかい利晶の杜と連携した集客イベントを実施するとともに、土産物商品の開発など積極的な取組を行っております。</p> <p>今後とも、読み聞かせや映画の上映会、また、堺産の農産物の販売を含め、活気ある商店街づくりに向けた多様な取組を支援してまいります。</p>						
<b>第17項（商工労働部雇用推進課）</b>						
<p>現在、本市では、「第4期さかい男女共同参画プラン」に基づき、メールマガジンや啓発冊子による労働関連各種法令の周知や情報提供、さらにダイバーシティ推進やワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施などを通じて、様々な立場にある女性が活躍できる職場づくりへの支援を行っています。</p> <p>同時に、若年者と女性の就職支援拠点である、さかいJ.O.Bステーションでは、市内サポート企業に対し、就業者定着支援として、就職後のカウンセリングや仕事に役立つスキルアップ講座やセミナーを実施することで、女性をはじめ誰もが能力を高め、充実した職業生活を行うことができるような支援を行っています。</p> <p>今後とも、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境の整備及び就労支援に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第18項（ニュータウン地域再生室）						
<p>泉北ニュータウンの再生に向けた取組みとしては、本市が平成22年5月に策定した「泉北ニュータウン再生指針」において「多様な年齢階層がバランスよく居住するまちとして、多様な住宅や交流の場を整備する」「泉北ニュータウンのまちの魅力や暮らし方を『泉北スタイル』として発信する」と定めており、人口減少、若年層の流出を食い止めるべく、泉北ニュータウン住まいアシスト事業補助金制度、泉北ニュータウン先進的住戸リノベーション促進モデル事業、泉北ニュータウン魅力発信事業などの施策を行っております。今後とも、関係機関と協議及び調整の上、同指針に掲げるまちの実現をめざしてまいります。</p>						
<p>また、泉北ニュータウン内の大阪府営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の建替事業を進めるに当たっては、今後とも大阪府等の事業者と密に連携し、必要に応じて住民の方々へ事業の進捗状況等について説明すること及び安全・安心のまちづくりに努めることを求めてまいります。</p>						
第19項（交通部公共交通課）						
<p>本市ではこれまで鉄道事業者と協力して、エレベーターや多機能トイレ、内方線付き点状ブロック等を設置するなど、駅のバリアフリー化を推進してきました。</p>						
<p>お示しのホームドアや可動式ホーム柵につきましては、ホームからの転落防止に最も有効であることから、これまでも設置について要望してきたところですが実現には至っていない状況です。</p>						
<p>本市としましては、国の動向も注視しながら、すべての方がより安全・安心に駅を利用できるよう、引き続き、鉄道事業者に申し入れてまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第20項（上水道部配水計画課）						
堺市では、家庭への引き込み管（給水管）として、未だ鉛管が残存している状況です。これら鉛管の取替については、水道本管の取替え等に併せて順次行っているところです。						
鉛管については、通常に使用している状態なら支障はございません。ただし、長時間使用していない場合には、鉛の成分が水に溶け出る恐れがありますので、水の使い始めには、バケツ一杯分（約10リットル）程をトイレの使用など、飲み水以外に利用していただくように上下水道局のホームページなどで広報しています。						
また、今年度から個別通知として、鉛管が使用されているか現場確認を行ったうえで、鉛管を使用されているお客様に対して、鉛管が残存している旨と使用にあたっての注意事項のお知らせを順次行ってまいります。						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第21項（中央図書館総務課）</b>						
<p>本市では「第2期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、堺の歴史文化への理解を深め、命の大切さを実感し、豊かな心を育むため、乳幼児期から青少年期まで子どもたちが読書に親しむための事業や保護者への啓発活動を実施し、読書習慣の醸成に努めているところです。</p> <p>また、親子での読み聞かせは、ボランティアと連携し、各区の図書館や分館で定期的に開催しているほか、親子で参加しやすい日程において読書に親しむイベントを開催しております。</p> <p>今後とも、家庭・地域・学校などから幅広く御意見を伺いながら、子どもの読書活動を推進してまいります。</p>						
<b>第22項（学校教育部生徒指導課）</b>						
<p>本市の暴力行為の現状につきましては、小学校においては平成26年度195件、平成27年度177件、中学校においても平成26年度622件、平成27年度474件と、小中学校ともに減少しております。</p> <p>不登校の現状につきましては、小学校においては平成26年度の151件から平成27年度の148件へと減少し、中学校においても平成26年度の606件から平成27年度の592件へと減少しております。</p> <p>暴力行為につきましては、各学校において、校長のリーダーシップの下、全教職員が組織的に取り組む生徒指導体制を構築し、学校のチーム力を発揮して対応しております。</p> <p>不登校につきましては、学校では「どの子にも起こりうるものである。」という視点で、児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さないよう日常の観察や支援を行うとともに、教育相談体制の充実に取り組んでおります。また、家庭訪問や定期的な連絡により、家庭での児童生徒の状況把握に努め、児童生徒への状況に応じた学習支援や面談、保護者との懇談等、継続的な関わりを大切にした取組を行っております。</p> <p>また、学校は、暴力行為や不登校の未然防止を図り、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりを通して、自尊感情の高揚及び規範意識の育成に取り組んでおります。</p> <p>教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、指導主事や警察・校長OBからなる危機管理アドバイザーの学校への派遣などの支援のほか、必要に応じて関係機関と連携するなど、暴力行為や不登校の減少に向けた取組を展開しております。</p> <p>今後も、全ての児童生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第61号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）						
<p>権限移譲に伴い、平成29年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、本市を含む政令指定都市においては、同法が定める標準の下、当該政令指定都市が義務教育諸学校の学級編制を行い、教職員の定数を定めることとなります。</p> <p>また、本市では、児童・生徒の発達段階や成長過程に応じた一貫性のある学習指導及び生徒指導の下、自尊感情や規範意識を高め、総合的な学力の向上を一層図ることを目的として、全中学校区において小中一貫教育を取り組んでおります。</p> <p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、財源の確保に努めながら、必要な教職員配置を行ってまいります。</p> <p>一方、選挙権年齢の引き下げを踏まえ、次代を担う子どもたちには、社会の諸問題に関心を持ち、将来の主権者としての自覚を促すこと、その際には特定の見方や考え方へ偏らないよう進めることが大切であると考えております。</p> <p>なお、平成28年5月1日現在、本市立学校園の児童・生徒数については、小学校は45,372人、中学校は22,181人、校園長及び教員数については、4,394人となっております。</p>						
第24項（学校管理部保健給食課）						
<p>本市の中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすことが可能な選択制給食を、民間調理場を活用したデリバリー方式で、本年度11月から全校において実施しております。</p> <p>また、学校給食の実施に当たっては、衛生管理を徹底することで安全安心を担保し、美味しい給食を提供してまいります。</p> <p>なお、学校給食の運用につきましては、全ての児童生徒が安心して御利用いただけるよう今後も引き続き研究するとともに、必要な情報については市民や保護者に迅速に提供できるよう努めてまいります。</p>						



番 号	陳情第62号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（企画部）</b>						
<p>現在、国会ではカジノを含めた統合型リゾート（IR）を推進するいわゆる「IR推進法案」について審議されており、地域の魅力創出や地域経済の活性化を期待する全国の自治体でIR誘致の検討が行われています。</p> <p>大阪府・大阪市でも、「大阪の成長戦略」の具体的な取組の一つとして「内外の集客力強化」を挙げ、夢洲を軸とした大阪市内ベイエリアなどを念頭に「大阪にふさわしいIRのコンセプト案」がとりまとめられています。その中では、IRの構成要素の一つであるカジノについて、犯罪の増加や青少年への影響、依存症などが懸念されており、これらに対するセーフティネット対策にも十分な配慮が必要とされています。</p> <p>本市としましては、国における関係法令の制定状況や大阪府・大阪市のIR誘致に関する動向を見ながら、状況に応じて情報や意見の交換をしてまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第2項 (行政部総務課)</b>						
<p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要の広報紙への掲載などの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p> <p>また、自治会での回覧については、募集内容を市民に広く周知するため、自衛隊大阪地方協力本部からの依頼により、堺市自治連合協議会へ協力を求めているものです。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（税務部税政課、財政部財政課）</b>						
<p>消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」に基づき、平成26年4月から消費税率が8%（地方消費税率は1.7%）に引き上げられました。また、消費税率10%への引上げ時期については、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期となりました。</p>						
<p>地方消費税は都道府県税ですが、その税収の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p>						
<p>また、消費税の税率5%から8%への引き上げによる増収分については、以下の事業等に充當しています。</p>						
<p>まず、社会福祉関係費の約32億円は、主には、生活保護扶助事業や子ども医療費助成事業などに充當しています。</p>						
<p>次に、社会保険関係費の約32億円は、主には、国民健康保険事業や介護保険事業などに充當しています。</p>						
<p>最後に、保健衛生関係費の約9億円は、主には、予防接種及び感染症対策事業や母子保健事業などに充當しています。</p>						
<p>平成26年4月にまずは8%とされた消費税率引上げの目的は、少子高齢化に伴い、増加が続く社会保障に関する国やすべての地方公共団体の負担増に対応するため、社会保障と税の一体改革により、消費税率の引上げによる増収分の全てを社会保障の財源としていることで、「社会保障の充実」と「安定化」をすすめるものです。</p>						
<p>国においては、増収分で基礎年金国庫負担割合1/2の恒久化や、高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障経費についての安定化を図ることに加え、子ども・子育て、医療・介護などの分野について、新たに社会保障の充実を図ることとしています。</p>						
<p>一方、すべての地方公共団体においては、増収分を生活保護扶助費や障害者自立支援給付費など増加する既存の社会保障経費に充てるとともに、認定こども園への移行促進をはじめとした子ども・子育て支援新制度や、地域包括ケアシステムの構築、難病・小児慢性特定疾病への対応など、国が新たに充実を図った社会保障施策の地方負担分に充てることとされています。</p>						
<p>このように、消費税率の引上げは、国と地方全体において増加している既存の社会保障経費への対応や、国が進める社会保障の充実への取組みなど、中長期的に安定した社会保障制度の構築のために実施されたものです。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
	本市においても引き続きこの趣旨に沿って、市民が安心して住み続けることができるまちづくりを進めてまいります。		

番 号	陳情第62号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p><b>第4項（危機管理室危機管理課）</b></p> <p>市民の生命と財産を守る基礎自治体として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等に定める規制基準のもと、厳格な審査や事業者に対する適切な指導等、原子力発電所の安全確保について、必要に応じ関西広域連合を通して政府に申し入れを行っております。</p> <p>直近では、平成27年12月に、原子力発電所再稼働の包括的な制度の枠組みを整備することや、原子力安全協定の対象自治体の範囲や基本的な内容の基準を定めること、住民避難等緊急時対応の実効性を確保すること、使用済み核燃料の処理や廃炉に向けた対策を行うこと、原子力政策について住民や近接自治体等の疑問や意見に対し丁寧に対応することなどの要請を行ったところです。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	市民人権局
-----	--------	-----	-------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

#### 第5項（人権部人権推進課）

本市では、「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、これまでにも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市非核平和施策の趣旨に沿った取組について、後援や協力を行っています。

平成27年度には、平和を啓発するイベントに対する後援、平和を訴える行進やマラソンの受入れなどの協力をいたしました。

#### 第6項（人権部人権推進課）

昨年、平和安全法制関連2法が成立しましたが、国においては、さらに同法の国民への理解を得るために取組がなされているところです。

そのような中、今も同法について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、同法の是非につきましては、国権の最高機関であります国会での審議を経て判断されるべきものと考えております。

本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局
-----	--------	-----	-------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

第7項（生活福祉部生活援護管理課）

生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。

第8項（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。

年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円／年の引き下げとなりました。

本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。

また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。

しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第9項（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。</p>						
<b>第10項（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第11項（健康部健康医療推進課）

本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。

この指針において、子宮がん検診及び乳がん検診は、2年に1回行うものと示されております。ただし、受診機会の確保としまして、対象年齢である偶数年齢時に受診できなかつた方に対しましては、奇数年齢時に受診できる制度も設けておりますのでご理解をお願いいたします。

また、平成28年度のがん検診の無料クーポン券については、国のがん検診推進事業等を活用し、新たに20歳、40歳となった方へ無料クーポン券を配布するとともに、平成23年度から平成27年度までの5年間市の実施している子宮がん検診及び乳がん検診を受診されていない方へも併せて無料クーポン券を送付しております。

今後とも市民の皆様へ検診の制度を知りていただくとともに、検診受診の動機付けとなるよう取り組むとともに、他の自治体等の取り組みも参考に受診率向上対策の検討を重ねてまいりたいと考えております。

番 号	陳情第62号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
本市におきましては、平成16年度から国の補助事業に基づき、特定不妊治療費助成事業を実施してまいりました。						
国において、平成25年に不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討がなされ、2年間の経過措置を経て、平成28年度からは、初回治療開始時点での妻の年齢が40歳未満の場合は通算助成回数が6回、40歳以上の場合は3回までとなり、43歳以降で開始した治療に関しては助成対象外となるなど、制度が変更となりました。						
これらの制度変更については、医学的見地やこれまでの助成制度の利用状況などから、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢及び特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療が受けられ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、不妊に悩む方々に対する公的支援として検討されたものであり、ご理解の程お願ひいたします。						
また、国の緊急対策により、平成28年1月20日以降に終了した初回の治療に限り30万円まで助成額を拡充したことに加え、特定不妊治療に至る過程における精子を採取するための手術についても15万円まで拡充しております。						

番 号	陳情第62号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（環境都市推進部環境エネルギー課）						
<p>本市では、安全・安心な市民生活や安定的な企業活動の確保、エネルギー効率の高いまちづくりに向けて、再生可能エネルギーを中心とする地域エネルギー自給率の向上をめざした「堺市地域エネルギー施策方針」を平成25年11月に策定しています。</p> <p>この施策方針に基づき、基礎自治体として実施可能で、地球温暖化対策に資する、供給側のみならず需要側の視点に立った省エネ、創エネ、蓄エネの取組みを推進しているところです。</p> <p>なお、推進の状況について、「堺の環境」に掲載するとともに、市ホームページ等で公開しています。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（商工労働部産業政策課・雇用推進課・農政部農水産課）						
<p>国においては、平成25年7月にTPP交渉に参加して以来、参加各国と議論を重ね、平成27年10月に大筋合意に至り、平成28年2月にTPP協定が署名されました。</p> <p>国では中堅・中小企業の新たな市場開拓等の支援や、農林水産業の体质強化及び重要品目を中心とした経営安定・安定供給のための備え等に取り組むとしています。</p> <p>TPPにより、輸出相手国の貿易手続や、ビジネスマンの入国・滞在手続が迅速化・簡素化され、投資ルールが整備されることで、大企業のみならず、優れた技術を有する中小企業も海外市場への進出が容易になると考えられています。また、輸出相手国の関税が撤廃され、貿易手続きが簡素化されることで、日本の優れた工業製品などを輸出しやすくなり、その結果として、国内の雇用や収入にも好影響を与えることが期待されています。さらに、世界的に評価の高い日本の高品質の農林水産物も海外に輸出しやすくなるとも考えられています。</p> <p>今後も、国と連携し、このようなTPPがもたらすチャンスを市内企業が有効に活用できるよう取り組むとともに、農商工連携等によって本市農業の活性化や新たな付加価値の創造等も促してまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）						
<p>近畿大学医学部及び附属病院の移転計画については、現時点では平成35年度に移転をめざすこと及び基本協定の内容以外の詳細は公表されておりません。具体的な移転用地、移転後の施設内容等については、市民生活への影響を考慮し、現在関係者で協議及び検討を行っているところです。これらの内容等がまとまった際に市民の方々へ説明してまいります。</p> <p>また、近畿大学の再編構想では、泉ヶ丘駅前での医学部及び附属病院の開設に伴い、現在の近畿大学医学部堺病院は「閉院の予定」とされており、詳細については近畿大学から「現時点では決まっていない」と聞いております。閉院した場合の対応等に関する要望については近畿大学に伝えてまいります。</p> <p>田園公園については、泉ヶ丘プールを含むその一部が近畿大学医学部及び附属病院の敷地となる予定ですが、現在具体的な範囲等について協議及び調整を行っております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第16項（経営管理部経営企画課）</b>						
<p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引き下げを実施することは難しいと考えております。</p>						
<p>また、本市の最重点施策の一つとして積極的に進めてきた下水道整備により、下水道使用料は、平成12年度、平成15年度、平成18年度と値上げを実施しました。</p>						
<p>下水道整備を進めた結果、本市の下水道普及率は、平成27年度末で98.0%となり、多くの方に下水道をご利用いただけるようになった一方、近年の急速な下水道整備により、その事業費の財源として借り入れた企業債の支払利息や新たに整備を行った下水道施設に係る減価償却費が多くなり、使用料の算定に影響を与えているところです。</p>						
<p>今後は、下水道事業の経営状況や災害対策などの市民の安全安心を守る取組の推進状況を勘案しつつ、下水道使用料の引き下げについても検討していきたいと考えております。</p>						
<p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、現行の上下水道料金についてご理解くださいますようお願ひいたします。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第17項（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>本市の中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、本年度11月から全校において実施しております。</p>						
<b>第18項（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>卒業式、入学式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則つて適切に実施するように指導しております。</p>						
<b>第19項（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>権限移譲に伴い、平成29年度から「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）が改正され、本市を含む政令指定都市においては、同法が定める標準の下、当該政令指定都市が、義務教育諸学校の学級編制を行い、教職員の定数を定めることとなります。</p>						
<p>本市といたしましては、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について国に対し引き続き要望するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、これまでの研究成果を踏まえ、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p>						
<b>第20項（総務部学務課）</b>						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p>						
<p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p>						
<p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p>						
<p>なお、支給の時期につきましては、申請年度の所得が確定する6月以降に認否決定を行うため、7月・12月・3月に支給しているところであります。入学用品費につきましては、できるだけ早期に支給するべく、7月支給に努めております。</p>						

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第21項（教職員人事部教職員人事課）

府費負担教職員の人事評価につきましては、現在、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、大阪府教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うこととされております。授業アンケートは、この大阪府教育委員会の計画に位置付けられるものであり、子どもたちの授業の受け止めを問い合わせ、校長が、教員の授業に関する評価を行う際の参考とするために実施しております。

平成29年度からの権限移譲に向けて、現在、教職員の人事評価の制度設計を行っているところです。

第22項（中央図書館総務課）

平成24年度に実施した「堺市立図書館分館利用者アンケート調査」では、「図書館サービスの中で最も拡充してほしいサービス」という質問に対し、「本や雑誌の拡充を希望する人」が最も多かったことから、市民が文化的でうるおいのある生活を営むため、平成25年度から4年間の計画で分館の図書館資料の充実に取り組んでいるところです。分館の開館時間延長につきましても課題と受け止めており、より一層の利便性向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第23項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>本市の放課後児童対策事業は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、当該基準を内容とする条例を制定し、条例に則り運営を行っております。「放課後児童クラブ運営指針」の内容につきましては、受託事業者に周知しており、当該指針に記載される内容を踏まえ、事業運営が図られるよう努めてまいります。</p> <p>放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現時点では当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。事業開始当初は、民間事業者にノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。しかし、最近では、府内において、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るために、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p> <p>また、事業運営については、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による事業者を選定することで、さらに、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境を整備できるものと考えております。</p> <p>なお、本市においては、学校施設などの既存資源を有効に活用しながら放課後児童対策事業を展開しており、児童館の設置は予定しておりません。</p>						
<b>第24項（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>チャレンジテストにつきましては、その実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために参加を決定しております。</p>						



番 号	陳情第63号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（行政部情報化推進課）</b>						
<p>マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として導入されました。</p> <p>本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）第9条の規定に基づき、平成28年1月から社会保障・税・災害対策に係る事務でマイナンバーを利用しておおり、平成29年7月以降は、国や他の地方公共団体等と情報連携を行うことで、申請等の手続き時に必要な添付書類が簡素化されます。さらに、本人や家族が受けられる行政からのサービス情報のお知らせを、パソコンなどから受取ることも可能となるなど市民の利便性の向上が図られます。</p> <p>また、マイナンバー法やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けられる手続きにおいても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは法令等に定められていません。窓口での対応としましては、申請書などにマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認します。</p> <p>なお、マイナンバーが必要のない申請書等に、マイナンバー欄を設けることはありません。</p>						
<b>第2項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）</b>						
<p>日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務にあたるよう法律研修や人権研修等も実施しています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>また、受託者に対しましても、業務委託契約書のなかで、日本国の法令を遵守するよう定めているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（税務部市民税管理課）</b>						
<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称：番号法、マイナンバー法）第19条第1号により、個人番号利用事務実施者は個人番号利用事務を実施するために、個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供することができると定められており、この条文の逐条解説において、特定個人情報を提供する具体的な場合として、市区町村が給与支払者に対し特別徴収税額を通知することが挙げられています。</p> <p>また、地方税法施行規則 様式の第三号様式で「特別徴収税額の決定通知書」の事業所用には従業員の個人番号を記載する欄が設けられており、通知書には個人番号を記載することになっていますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>						
<b>第4項（契約部契約課）</b>						
<p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によつては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、建設業の地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、小規模企業振興基本法の趣旨に則り、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p>						
<b>第5項（税務部税政課）</b>						
<p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>所得税は国税であり、所得税法の改正については、その要否を含め、国（政府・国会）において審議決定されるべき事柄であって、本市から要望すべき内容ではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（税務部税政課）</b>						
<p>申請に基づく地方税の換価の猶予制度については、平成27年度税制改正において、前年度に改正された国税の見直しと同様、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から設けられました。また、その際、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされました。</p> <p>この改正に伴い、申請に基づく換価の猶予に関する申請手続等の規定、担保を徴取しない場合の基準等について、堺市市税条例に規定しています（平成28年4月1日施行）。</p> <p>堺市市税条例への規定に当たっては、国税の見直しに準じ、担保を徴取しない場合の基準額を税額100万円以下（地方税法の改正前は税額50万円以下）とするなど、納税者の方への一定の負担軽減を行っております。なお、市税の滞納がある場合や過去3年以内に滞納処分を受けている場合等には、換価の猶予を受けることはできません。</p> <p>また、納税者の方には、納付相談の際に、状況に応じて制度の案内・説明を行っているところですが、換価の猶予を受けることができない場合には、より簡便な分割納付等の相談にも応じています。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（税務部税政課）</b>						
<p>消費税率の引上げ、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式の導入につきましては、世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、実施時期を延期する税制改正法案が国会に提出され、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立しました。</p> <p>この法改正で、消費税率引上げと軽減税率制度の導入時期は、平成29年4月1日から平成31年10月1日へ、適格請求書等保存方式の導入時期は、平成33年4月1日から平成35年10月1日に延期となりました。</p> <p>少子高齢化が進展し、社会保障費の増大が避けられない中、社会保障・税一体改革により、消費税の税率引上げによる增收分を、すべて子育て、医療、介護、年金などの社会保障のための財源として社会保障を充実、安定化させることにより、将来世代への負担の先送りを減少することになるものです。</p> <p>軽減税率制度は、消費税の税率が8%から10%に引き上げられるときに併せて導入される制度で、低所得者の方に配慮する観点から「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」の税率を8%に据え置く制度です。</p> <p>軽減税率制度に伴い導入される適格請求書等保存方式は、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から導入されるものです。事業者の負担に配慮して、消費税率引上げの4年後に導入されることとされ、導入後も経過措置として、免税事業者からの課税仕入れにつきましては、上記の平成28年11月18日成立の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」において、最初の3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除が認められています。また、軽減税率制度に対応する中小事業者への支援措置として、国において、レジの導入・電子的な受発注システムの改修等に対する補助制度や、中小事業者への対応サポート体制の整備も行われております。</p> <p>このような趣旨等を踏まえると、本市から意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円／年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>平成30年度からの国民健康保険広域化に向けては、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば府内どこに住んでいても同じ保険料額という負担の公平性を実現する趣旨から、保険料率や保険料・一部負担金の減免基準を原則統一することをめざして、「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において協議が進められているところです。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るために、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p> <p>国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的な一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。景気の回復傾向が見受けられるものの、小規模企業は、人口減少や経営者の高齢化などに直面し、概して依然として厳しい状況にあると考えております。</p> <p>本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>よって、市内事業所の悉皆調査は、現在のところ予定しておりませんが、今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、産業振興施策の構築及び推進に努めてまいります。</p> <p>また、小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスターplan（平成23年3月策定）」に、中小企業振興の理念を溶け込ませ、施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成26年3月改定）」において、具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後も、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第10項（商工労働部ものづくり支援課）						
<p>本市では、事業者向けの支援策をまとめた冊子の発行、ポータルサイトの設置、またメールマガジン、支援施策説明会の開催等を通じて、施策の周知を図っており、また各種相談や企業訪問を通じて各事業者に適した施策を紹介し、活用に際しわかりやすい説明に努めております。市民参加の委員会は設置していませんが、相談・ヒアリング内容から、事業者の経営実態や要望等を把握し、施策への反映・支援の充実を図っているところです。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（商工労働部産業政策課・雇用推進課）</b>						
<p>他市の住宅リフォーム助成制度は、住宅の小規模工事に対する概ね20万円前後の補助上限を設定し、市内建設事業者の取引拡大などを目的として実施されている制度と伺っています。</p> <p>本市では、安全・安心な社会の推進における耐震化対策や、耐震化とあわせて実施する省エネ化・防火対策、低炭素社会の推進におけるスマートハウス化の支援など、本市の様々な施策の実施などを通じて、市内中小企業者の受注機会の増加を図っているところです。</p> <p>このほか、製造業を営む中小企業者が工場の操業環境を改善するために行う防音・防振工事のうち、一定の要件を満たすものに対して経費の一部を補助することにより、本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展を図っているところです。</p> <p>次に、雇用促進施策について、さかいJOBステーションでは、採用を考える市内中小企業者に対し、個別相談や企業と求職者の交流イベントを行うとともに、ハローワーク堺や池田泉州銀行と共に催でそれぞれ行う合同企業説明会等の実施により、堺で働きたい求職者とのマッチングの機会を創出しているところです。</p> <p>最低賃金の引き上げについては、国の「働き方改革」にも位置づけられており、大阪労働局の取組を本市として市内企業に対して広報することにより、浸透を図ってまいります。また今年度は、初めて「助成金セミナー」を行い、人事労務担当者が知っておくべき人材活用のトピックスや雇用に関する助成金を賢く活用するためのノウハウを紹介するとともに、実際に活用した事例の解説を行ったところです。</p> <p>今後も、関係機関と連携しながら、雇用促進等の市内企業への支援を効果的に進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第12項（商工労働部ものづくり支援課）</b>						
<p>本市では、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を実施し、創業の際必要な運転資金や設備資金の融資を行っています。</p> <p>また、市内中小企業者の設備投資等の前向きな資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しておりますが、毎年度、利用対象者などの見直しを行い拡充しているところです。</p> <p>両制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用し易いものと考えております。</p> <p>また、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために、「経営安定特別資金融資」を実施しております。</p> <p>本制度は、売上高が減少している場合に加え、売上総利益率又は営業利益率が減少している場合や事業多角化・事業転換を行う場合も融資対象としており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。</p> <p>無担保融資として大阪信用保証協会保証付融資の「堺市中小企業振興資金融資（大阪府市町村連携型融資）」を行っております。本制度は本市の担当窓口におきまして、ご相談や申込受付を行っておりますとともに、本市で独自に金利を年1.5%に引き下げて実施しておりますので、事業者の方にとって利便性のあるものとなっております。</p> <p>国や府に対しましては、大阪府市長会を通じて、国・府の施策並びに予算に関し、中小企業者にとって利用しやすい融資制度になるよう融資利率の引き下げや条件の緩和、保証制度の新設、運用を要望しています。</p>						
<b>第13項（商工労働部商業流通課）</b>						
<p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」は、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止が目的の法律であり、客に接待を伴う飲食店は営業の種類などにより、事前に都道府県公安委員会から風俗営業の許可を受けておく必要があります。</p> <p>風俗営業法の許可を受けると、営業時間（原則深夜0時まで）や営業場所（用途地域による）に制限があることから、申請をしていない店舗があり、警察による指導など、場合によっては摘発がおこなわれております。また、深夜に営業する店舗では客が騒ぐといったこともあります。地域住民と店舗でトラブルになっている事例もあります。こういったことから、同法の趣旨や目的、周辺環境への影響などに配慮し慎重に対応する必要があると考えております。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第14項（商工労働部産業政策課・商業流通課）（建築都市局都市計画部都市計画課）</b>						
<p>本市では、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による地域産業経営動向調査や市内商業地の現状、市民の消費行動及び特性を把握するため、買物動向及び来街者アンケートをはじめとする消費者調査を実施するなど、様々な機会を通じて地域経済の実態把握に努めているところです。</p> <p>また、集約型の都市構造の形成に向け、区域区分による無秩序な市街地拡大の抑制や地域地区の指定等による、住居・商業・工業などの市街地の計画的な土地利用を図るとともに、都市の核となる拠点を中心とした都市整備、都市機能集積を進めてきたところであり、今後も、これら持続可能な都市づくりを進めていきたいと考えております。</p>						
<b>第15項（商工労働部産業政策課）</b>						
<p>平成17年4月1日施行の堺市企業立地促進条例（現堺市ものづくり投資促進条例）は、必ずしも大企業のみを対象としているわけではなく、多くの中小企業にもご活用いただいております。</p> <p>本条例の施行後、新規の企業投資の促進を図った結果、中小企業、大企業の投資が促進され、平成28年3月末で92件（うち49件が中小企業）の認定を行い、約9,850億円の投資と約6,100人の雇用見込（累計）の誘引を行っております。</p> <p>本市の基幹産業である製造業の動向をみると、堺市の製造品出荷額も条例制定前の平成16年は2兆円程度でしたが、直近（平成26年）では3兆8,000億円を超え、大阪市を抜いて全国6位となっています。</p> <p>また、本市税収の推移につきましては、条例制定前の平成16年度は1,131億円だったものが、平成26年度は1,327億円と1.7%も増加しているところであります。企業立地が進むことは、本市の経済基盤の強化に資するものと考えております。</p> <p>今後も引き続いで、これまでの企業立地促進条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第63号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第16項（開発調整部耐震化推進室） 耐震改修が必要とされる建物のうち、避難困難者の方が利用される幼稚園、小学校、中学校さらには小規模社会福祉施設等につきましては、耐震改修促進法に規定する特定既存耐震不適格建築物に該当しない小規模な施設も補助対象とするなど、制度拡充に努めております。 今後も防災上の観点から補助制度の拡充を検討してまいりたいと考えております。			

番 号	陳情第64号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（人事部人事課）						
<p>超高齢社会を迎える地方財政を取り巻く状況が厳しさを増す中、本市が将来にわたり発展を続けるまちづくりの実現を図っていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、計画的に取組みを進めているところです。</p> <p>要員管理の推進にあたっては、単に要員数を削減するのではなく、市が行っている事務事業を改めて点検し、民で行うに適したものは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して、再任用職員や短期臨時職員、人材派遣労働者などの多様な雇用形態を有効に活用することにより適切な扱い手を選択していく必要があると考えます。</p> <p>引き続き市民の視点に立って事務事業の見直しを進め、適正な人員配置を行っていきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第2項（契約部契約課）

工事等の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。

予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。

また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。

さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項 (1) ① (生活福祉部国民健康保険課)</b>						
<p>改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るために、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						
<b>第3項 (1) ② (生活福祉部国民健康保険課)</b>						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円／年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>						
<b>第3項 (1) ③ (生活福祉部国民健康保険課)</b>						
<p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局
-----	--------	-----	-------

件 名	行政にかかる諸問題について
-----	---------------

### 第3項（1）④（生活福祉部国民健康保険課）

一部負担金の減免については、厚生労働省から「一部負担金減免の取扱いについて」とする技術的助言に関する通知が出されたことに伴い、平成25年1月に本市の減免基準の大幅な見直しを行ったところです。この見直しは、入院の場合に保険料の納付要件をなくすなど国の減免基準をすべて取り入れるとともに、被保険者の収入基準額を生活保護基準額の120%以下（国基準では生活保護基準額110%以下）に緩和し、対象となる療養区分を入院だけでなく外来まで拡充するなど、本市の独自基準を追加したものです。

また、これら制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等によって周知に努めています。

### 第3項（1）⑤（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険事業において保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対して、滞納処分を行うことになります。

なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。

### 第3項（1）⑥（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであります。一定額以下の所得の世帯については、減額を行っています。

さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対しては、市独自の減免制度を設けています。

年々医療費が増加する現状では、減免制度の拡充は困難な状況と考えています。

### 第3項（1）⑦（生活福祉部国民健康保険課）

傷病手当制度については、医療保険制度間の給付の公平を図るとの見地から、国において統一的に実施されることが望ましいと考え、国に対して制度の創設を要望しています。

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（2）①（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>改正国民健康保険法に基づいて、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図る事になっています。</p> <p>しかし、国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、都道府県を財政運営の責任主体とするに留まらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な改革を行うとともに、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						
<b>第3項（2）②（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険制度は依然として財政基盤が脆弱で不安定であり、本市としては、低・中間所得層の負担軽減を図るため、国庫負担の引き上げなどの財政措置を図るよう、国に対して要望を行っているところです。</p>						
<b>第3項（2）③（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
<b>第3項（2）④（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>70歳から74歳までの方（現役並み所得者は除く）の医療費の一部負担金割合については、法律上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から国の制度見直しにより本来の2割に変更されたところです。</p> <p>ただし、激変を緩和して円滑に制度を変更するため、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えていた方（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）については、引き続き軽減特例措置の対象として1割のままとし、平成26年4月2日以降新たに70歳を迎えた方から段階的に2割負担に移行することになっていますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（2）⑤（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国の特別調整交付金の交付基準のうちの経営努力分には、国民健康保険料収納率の確保・向上にかかる評価項目が定められているところですが、本市においては、さまざまな取組の結果、平成21年度から平成27年度まで6年連続で保険料収納率を向上させることができました。また、未収金の総額も9年連続で減少させるなど、国保財政の健全運営に努めているところです。</p> <p>今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかり行い、徴収可能な保険料を確実に納めていただけるように対策を進めてまいります。</p>						
<b>第4項（1）①（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>第6期介護保険事業計画につきましては、事前に実施した堺市高齢者等実態調査の結果を踏まえるとともに、堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の意見を参考として、策定したものです。また、要支援1・2の介護サービスにつきましては、法令に基づき適切にサービスの提供を行ってまいります。</p>						
<b>第4項（1）②（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがあります。</p> <p>介護保険料については応分負担としていますが、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。平成24年度から、世帯の年間収入額の要件を、一人世帯では96万円以下から120万円以下に見直し、減免制度の拡充を図っており、第6期計画期間においても、引き続き減免措置を実施しているところです。</p> <p>本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>また、介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っております。</p>						

番号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項(1)③(長寿社会部介護保険課)</b>						
<p>収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しておりますが、その運用に際し、資産調査を行うことは、保険料負担の公平性の観点から必要と考えています。</p>						
<b>第4項(1)④(長寿社会部介護保険課)</b>						
<p>介護保険制度では、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剩余金を適切に管理するための介護給付費準備基金を設けることとされています。</p> <p>当該基金は、計画の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たりこれを取り崩すことが基本的な考え方となっております。</p> <p>したがって、第6期(平成27年度から平成29年度まで)の介護保険料においても、この基本的な考え方に基づき改定しました。</p> <p>また、一般会計からの繰入れに関しては、介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p> <p>制度の基本的な仕組みからみて、市の一般会計からの繰入れを財源として保険料を引き下げるとは適当ではないと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。</p>						
<b>第4項(1)⑤(長寿社会部介護事業者課)</b>						
<p>介護保険施設の整備は、3年毎に策定する介護保険事業計画に基づき進めておりますが、計画を作成するにあたっては、既存の施設における入所希望者数を聞き取り、要介護度が高く真に入所が必要な方を調査して計画に反映しております。</p> <p>現在の第6期介護保険事業計画(平成27年度～29年度)においては、広域型特別養護老人ホーム140床、地域密着型特別養護老人ホーム87床、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)63床の整備を進めております。</p> <p>今後も待機者の状況等に鑑みて、施設整備を検討してまいります。</p>						
<b>第4項(1)⑥(長寿社会部介護保険課)</b>						
<p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っております。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（2）（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>低所得者の保険料・利用料については、かねてより国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による低所得者の保険料軽減策のほかに、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることを要望しております。</p>						
<b>第4項（3）（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県に設置するものとされています。</p>						
<b>第5項（1）①（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源のなかにあっては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第5項（1）②（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p>						
<p>なお、現在、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されている一部自己負担金については、平成16年11月から、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p>						
<p>また、平成18年7月診療分からは、自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については、還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第5項（1）③（健康部保健所保健医療課）</b>						
<p>平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「難病法」という。）が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、（1）発病の機構が明らかでなく、（2）治療方法が確立していない、（3）希少な疾病であって、（4）長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。現在は平成27年1月適用の第1次実施分110疾病、同年7月適用の第2次実施分196疾病の計306疾病が指定されています。</p>						
<p>さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において難病医療費助成制度の第3次実施分の追加疾病の検討が進められています。</p>						
<p>また、難病法に基づく公平かつ安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合や自己負担の上限額の見直し、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p>						
<p>本市としましては、難病患者の方が公平かつ安心して医療費助成を受けられる様、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>						
<b>第5項（1）④（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>ひとり親家庭医療の対象者については、平成16年11月の大阪府福祉医療費助成制度改正により、18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童に拡充されております。</p>						
<b>第5項（1）⑤（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>入院時食事療養費につきましては、保険制度のなかで、低所得者の食事療養費を減額できる制度となっており、一定の負担軽減が講じられておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第5項（2）（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しがなされました。</p> <p>なお、平成18年7月診療分から自己負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行いました。</p> <p>これにより、複数の医療機関等に受診し、自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第6項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>堺市においては、まず、こども急病診療センターで、年間を通して毎日、午後9時から翌朝5時までの深夜の時間帯に加え、日・祝日の昼間帯及び土・日・祝日の午後5時30分から午後8時30分まで、入院や手術を伴わない小児科の初期救急医療の診療体制の確保、提供を行っています。</p> <p>次に、入院や手術に対応した二次救急医療については、平成28年11月1日現在において22病院が救急医療を担っており、うち2病院が産婦人科を、また3病院が小児科を、年間を通して24時間手術・入院にも対応できる救急医療体制をとっているところであります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項(2) (健康部健康医療推進課)</b>						
<p>特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンドロームに着目して検査項目を特定し、医療保険者が40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。</p> <p>したがいまして、本市は堺市国民健康保険における医療保険者として高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>本市が実施する検診としましては、特定健康診査以外に市民の健康保持・増進を図るため、健康増進法に基づき、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、胃がんリスク検査（ピロリ菌の有無及びペプシノゲンの測定）及び骨粗しょう症予防検診を実施しております。</p> <p>これら検診のうちがん検診につきましては、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施しております。</p> <p>本市では、この指針に基づきがん検診を実施いたしておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（3）（健康部健康医療推進課）						
<p>本市では、がんを早期に発見し女性の健康保持を図るため、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針は、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示したものです。</p> <p>平成16年4月にこの指針が一部改正され、子宮がん検診においては検診の対象を30歳以上毎年から20歳以上隔年に受診間隔を変更しても有効性が十分保たれるという報告及び「総合的に判断すると、2年に1度とすることが妥当である。」との検討結果から、また乳がん検診においては30歳以上毎年の視触診から40歳以上隔年の視触診とマンモグラフィの検査に変更をしても死亡率減少効果があるとする十分な研究評価がなされていること及び「マンモグラフィと視触診の併用による検診の適正な間隔は、2年に1度である。」という検証結果から隔年の受診間隔となっております。</p> <p>また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりまので併せてご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（4）（健康部保健所感染症対策課）</b>						
<p>予防接種にかかる費用負担につきましては、予防接種法において、「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされています。このことから、本市では、法に基づく定期接種のうち、主に個人の発病又はその重症化を防止することを目的としたB類疾病（インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症）の予防接種につきましては、65歳以上の方などを対象に、予防接種にかかる費用のうち、ワクチン代相当の自己負担金（インフルエンザ1,500円、高齢者の肺炎球菌感染症4,000円）を徴収し、実施しています。ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、自己負担金を免除しています。</p> <p>また、個人の判断と費用負担により行う任意の予防接種の一部については、国においてワクチンの有効性、安全性及び費用対効果等の評価を行い、定期接種への位置づけを検討されているところです。</p> <p>本市におきましては、厳しい財政状況の中にあることや受益者負担のあり方に鑑み、市がすべての予防接種に対し公費負担をすることは困難であり、現行の制度を持続可能なものとすることが重要であると考えます。</p> <p>今後、国において定期接種対象の拡大などが実施された場合においても、新たに生じる公費負担や市の財政状況などを勘案し、保健衛生施策全般として、総合的に判断していくものと考えます。</p>						
<b>第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しております。</p> <p>さらに、夏期については年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっております。</p> <p>このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>堺市小口更生資金貸付制度は、一時的に生活に困窮した世帯に対し、世帯の更生を図つていただくことを目的に25万円を限度として必要額をお貸しする貸付制度です。償還については、2か月据え置き後、貸付の金額によって20か月から25か月の間に元利均等償還をしていただいております。</p> <p>また、国においては、失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネットの強化策のひとつとして、平成21年10月から生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設など生活福祉資金貸付制度の内容が拡充され、制度の利用が進んでいるところです。</p>						
<b>第7項（3）（長寿社会部高齢施策推進課）</b>						
<p>現在、大阪府生活福祉資金（福祉資金）の一環として、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の方で、居住する住宅を増築、改築、拡張、補修、保全をする場合等に必要な経費の貸付を行っています。貸付上限額は250万円であり、貸付期間が終了してから6ヶ月の据え置き後、7年以内に償還することになっています。</p> <p>なお、平成21年10月から貸付条件が緩和され、従前は連帯保証人が必要条件で年3パーセントの利子でしたが、連帯保証人を1名設定できる方は無利子、設定できない方は利子1.5パーセントとし、据え置き期間についても従前の3ヶ月から6ヶ月へ拡充しています。</p> <p>この事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪府の補助を受け実施している事業であり、堺市内の申込窓口は堺市社会福祉協議会となっています。ご要望の趣旨については大阪府に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第8項（1）（長寿社会部高齢施策推進課・障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>(公社) 堺市シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、就業を通じて自己の就労能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、臨時の・短期的または軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体などから引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しております。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供等の事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けて、努めていただいております。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、就業に向けての基礎訓練、就業準備訓練、職場定着支援等を行っております。また、障害者総合支援法の制度において、就労機会の提供や就労訓練を内容としたサービスが障害福祉サービスとして提供されています。</p> <p>引き続きこうした事業を推進するとともに、国の施策展開等も視野に入れながら、障害者の就労に向けて、施策を充実してまいりたいと考えております。</p>						
<b>第8項（2）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>平成18年度に障害者自立支援法が施行され、それまで補助金等で運営されていた作業所等については、平成23年度末までに、同法に定める障害福祉サービス事業所へと移行しました。</p> <p>現在は、新規参入の事業者を含め、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としてサービスが提供されており、その経費は、利用者負担を除き、障害者総合支援法の定めによる自立支援給付費で賄われております。なお、自立支援給付費の財源構成は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっております。</p>						
<b>第8項（3）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>本市では、限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、個人給付施策から自立支援施策へと施策転換を進めてきており、個人への補助制度は現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、現行の生活介護や就労継続支援などの通所サービスを行う事業所に対して、障害福祉サービスへの事業報酬として、送迎加算が設けられているところです。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（4）（長寿社会部高齢施策推進課・障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、発足当初の障害者や高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たし終えたものと判断しているところです。また、本市では限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、従来の個人給付型の事業から自立支援を主体に置いた事業へと転換してきております。</p>						
第8項（5）（長寿社会部高齢施策推進課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>高齢者のみを対象としたタクシー利用助成制度はありませんが、重度の高齢障害者を含めた重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図ることを目的としているため、移動手段であるタクシーの初乗り運賃に対して助成を行っています。</p>						
<p>また、財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数の拡大等については考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p>						
第8項（6）（生活福祉部医療年金課）						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p>						
<p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第9項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内4医療機関が実施しております。また、近隣市の助産施設においても実施しております。</p> <p>また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としております。</p>						
<b>第9項（2）（子育て支援部幼保推進課）</b>						
<p>認定こども園や保育所などの利用待機児童解消に向けては、これまでに認可保育所などの新設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。今後につきましても、各区の保育ニーズの推移などをしっかりと把握する中で、必要な受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p>						
<b>第9項（3）（子育て支援部幼保推進課・子ども青少年育成部子ども育成課）</b>						
<p>緊急一時保育につきましては、通常保育に支障がない範囲で、すでに認定こども園や保育所の全施設で実施しております。</p> <p>病児・病後児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月から、中区に5か所目となる病児保育施設の設置を予定しております。</p> <p>今後とも、様々な形で子育てと仕事の両立を支援する事業を行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（1）（商工労働部産業政策課）</b>						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。景気の回復傾向が見受けられるものの、小規模企業は、人口減少や経営者の高齢化などに直面し、概して依然として厳しい状況にあると考えております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタートップラン（平成23年3月策定）」に、中小企業振興の理念を溶け込ませ、施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成26年3月改定）」において、具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後も、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
<b>第10項（2）（商工労働部雇用推進課）</b>						
<p>さかいJOBステーションは、働く意欲がある、15から39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、堺市が設置・運営する就職支援施設です。会員専用のハローワークコーナーを併設し、職業相談から職業紹介まで総合的な職業支援を実施しているところです。</p> <p>また、公益財団法人堺市就労支援協会、さかいJOBステーション南サテライトでは、ハローワーク求人情報のオンライン提供を受けており、同協会では無料職業紹介も行っております。</p> <p>今後とも、ハローワークとの連携をとりながら、求職者に対する支援を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第10項（3）①（商工労働部ものづくり支援課）</b>						
<p>堺には刃物、線香、注染和ざらしをはじめ長い歴史を持つ伝統的地域産業が多くあります。その多くが国民の生活様式の変化や安価な海外製品の台頭などから需要が減少しており、厳しい状況にあります。</p> <p>振興施策としましては、各産地組合の販路拡大や後継者育成の取組などに対して補助金を交付し、産地組合と連携して振興に努めています。また、職人の高齢化や後継者難への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対し補助金による支援等を行っています。さらに、周辺住環境との調和、見学者の受け入れのために事業所を整備する費用の補助制度により、操業の安定化に努めているところです。</p> <p>また、市民をはじめとする多くの方々に堺の伝統的地域産業に対する理解を深めていただき、ものづくりの楽しさを知っていただくため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定し、そのマイスターによる学校や地域での実演、体験を交えた講座を実施しております。あわせて、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験などのイベントを随時実施するなど、周知を図っているところです。</p> <p>今後とも需要減、後継者難等の課題に直面する伝統的地域産業の現況を把握しながら、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						
<b>第10項（3）②（商工労働部ものづくり支援課）</b>						
<p>本市では、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために、「経営安定特別資金融資」を実施しております。</p> <p>本制度は、売上高が減少している場合に加え、売上総利益率又は営業利益率が減少している場合や事業多角化・事業転換を行う場合も融資対象としており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。</p> <p>また、市内中小企業者の設備投資等の前向きな資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しておりますが、毎年度、利用対象者などの見直しを行い拡充しているところです。</p> <p>本制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用し易い制度となっております。</p> <p>こうした取組に加え、（公財）堺市産業振興センター窓口での相談員による融資相談を通じ、市内中小企業者のニーズに沿った融資制度を、本市制度のみならず大阪府や日本政策金融公庫の制度など、広くご案内しております。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第11項（交通部公共交通課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）	<p>おでかけ応援バスについては、今後も増加していく高齢者が路線バスの主要な利用者となっていることなどに鑑み、公共交通の利用促進と高齢者の外出支援を目的として、65歳以上の堺市民を対象に、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）を1乗車100円の運賃で利用できる制度を実施しています。</p> <p>平成27年11月から、年間の利用可能日数を240日とするとともに、平日利用から全日利用に利用日の拡充を行いました。</p> <p>こうした中で、ワンコインで利用できるなどの利便性により、過去、利用者数は増加を続けており、バス路線の維持にも寄与しているところです。</p> <p>今後とも、利用者にご協力をいただきながら、本制度の継続を図っていきたいと考えております。</p> <p>なお、生活保護受給者の日常生活における交通費につきましては、現行制度上は、日常生活の需要に含まれるものとみなされております。なお、通院や求職活動等のための交通費につきましては支給対象となる場合がありますが、支給のための要件もありますので、具体に必要な場合には事前にご相談ください。</p> <p>障害者世帯への拡大については、現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度があるほか、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p>		

番 号	陳情第64号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（経営管理部経営企画課）						
<p>まず、ご要望の上下水道料金の引き下げについてお答えします。</p> <p>本市の水道料金につきましては、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引き下げを実施することは難しいと考えております。</p> <p>また、本市の最重点施策の一つとして積極的に進めてきた下水道整備により、下水道使用料は、平成12年度、平成15年度、平成18年度と値上げを実施しました。</p> <p>下水道整備を進めた結果、本市の下水道普及率は、平成27年度末で98.0%となり、多くの方に下水道をご利用いただけるようになった一方、近年の急速な下水道整備により、その事業費の財源として借り入れた企業債の支払利息や新たに整備を行った下水道施設に係る減価償却費が多くなり、使用料の算定に影響を与えているところです。</p> <p>今後は、下水道事業の経営状況や災害対策などの市民の安全安心を守る取組の推進状況を勘案しつつ、下水道使用料の引き下げについても検討していきたいと考えております。</p> <p>次に、ご要望の低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度の創設についてお答えします。</p> <p>水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしております。</p> <p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした軽減、免除制度を創設すれば、当該制度による水道料金並びに下水道使用料の減収分を、結果的に他の市民の皆さんに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p> <p>従いまして、本市といたしましては、現在のところ軽減、免除制度の創設は考えておりませんのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、現行の上下水道料金についてご理解くださいますようお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第13項（1）（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>教科用図書の採択に当たり、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて採択基本方針を策定し、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しております。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p>						
<b>第13項（2）①②③⑥（総務部学務課）</b>						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準及び給付内容で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p>						
<b>第13項（2）④⑤（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>要保護及び準要保護の児童生徒に係る医療費の対象疾病につきまして、児童生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう国に要望しており、今後とも機会をとらえて国に要望してまいります。</p> <p>医療券につきましては、学校病に係る治療の途中において、医療券交付対象者でなくなることがあるため、対象者であることを月ごとに確認の上、発行する必要がありますので、御理解願います。</p>						
<b>第13項（3）（学校管理部保健給食課）</b>						
<p>小学校給食につきましては、単独調理場方式で行っております。</p> <p>中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、本年度11月から全校において実施しております。</p> <p>栄養教諭等の配置につきましては、国に対し、引き続き要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第13項(4) (学校管理部施設課・総務部学務課) (建築都市局交通部公共交通課)</b> 小中高等学校のエレベーターの設置状況につきましては、小学校17校、中学校12校、高等学校1校、支援学校2校の計32校に設置しております。今後も、基本的には、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、校舎の新築や改築に合わせて設置を行ってまいります。 また、バリアフリーにつきましても、学校の整備事業に併せて実施しており、日常の維持管理業務の中においても取り組んでいるところです。 通学路の安全対策につきましては、今後も関係課と連携し、取り組んでまいります。 なお、鉄道駅のバリアフリーにつきましては、エレベーター及びスロープ、多機能トイレ、障害者誘導ブロックの整備について、連続立体交差事業中の2駅（南海本線諏訪ノ森駅、浜寺公園駅）を除く27駅において完了している状況です。						



番 号	陳情第65号	所管局	子ども青少年局			
件 名	児童発達支援センターの充実について					
<b>第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
児童発達支援センター（5園）の職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけており、今後とも国基準を念頭に置き、職員配置のあり方を検討してまいります。						
<b>第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
通園バスにかかる運営予算は、指定管理料として市の予算編成方針を踏まえ、通園バスの安全な運行の確保や運行形態を考慮し、必要な経費を予算措置しています。						
<b>第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
医療型児童発達支援センターにおきましては、平成27年度より、週1回の単独通園に加えて、3歳・4歳児については学期に1回の単独通園を追加するとともに、年長児については月1回の単独通園を追加して行っております。						
今後も単独通園の回数増につきましては、職員配置を含めその必要性について検討してまいります。						
<b>第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課・児童自立支援施設整備室）</b>						
大規模な災害発生時には、児童発達支援センターにおいて定めている「防災計画」に従い、児童の安全を最優先に対応して参ります。						
なお、第2もず園の建替え工事にあたっては、通所している児童の安全を第一に考え方を進めるよう施工業者に徹底するとともに、最大限の安全対策を講じるよう努めてまいります。						



番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
<b>第1項（子育て支援部幼保推進課）</b>						
<p>待機児童の解消に向けては、これまでに認可保育所などの創設や増改築、認定こども園の整備を進めるなど、認可施設を中心とした取り組みを行ってきました。今後とも引き続き、保育ニーズの推移などをしっかりと把握したうえで、必要な施設整備に取り組んでまいります。</p> <p>また、保育ニーズは増加傾向にありますが、未利用となつたお子さんにつきましても、利用されているお子さんと同様に保育認定を受けており、待機児童の解消を進める中で、より多くの保育を必要とするお子さんが利用できるよう、受け入れ枠の拡大を図ってまいります。</p>						
<b>第2項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）</b>						
<p>保育の実施については、児童福祉法第24条第2項において、市町村は、保育所以外（認定こども園など）の保育について「必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」とされていることに加え、同条第3項で、「市町村は、保育所以外の認定こども園なども、保育について利用調整を行う。」、同条第6項で、「市町村の支援を受けても、なお利用が著しく困難である場合には、保育所以外であつても保育の措置を行うことができる。」と市町村の保育に関する責任について規定されています。</p> <p>また、公立保育所は、幼保連携型認定こども園へ移行しますが、移行しても、セーフティーネットとしての役割や、地域の保育の質の向上に向けた指導監査機能など、公の施設として担う役割は、大きく変わることがないことから、市の保育に関する責任が後退するものではないと考えています。</p>						
<b>第3項（子育て支援部幼保運営課）</b>						
<p>平成27年度における大阪府からの教育・保育給付費負担金は、1号認定子どもに係る負担や子ども・子育て支援新制度の施行に伴う質の改善を図るための費用を含め、約27億5千万円で、国及び本市負担分とあわせて施設型給付費として支出しています。</p> <p>また本市では、子ども・子育て支援新制度施行後も、引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、妊婦健診公費負担の拡充などの地域子ども・子育て支援事業の充実や多子世帯における認定こども園等利用者負担の軽減など、切れ目のない子育て支援の充実を図っているところです。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		

#### 第4項（子育て支援部幼保推進課）

人口減少・少子化が進行するなかで、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていくことが重要であると考えています。今後とも、「子育てのまち・堺」を推進すべく、限られた財源を最大限に活用し、多子世帯に幅広く効果的な支援が行えるような施策について、鋭意検討してまいります。

#### 第5項（子ども青少年育成部子ども育成課）

病児・病後児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月から、中区に5か所目となる病児保育施設の設置を予定しております。

なお、利用料につきましては、市から実施施設へ委託料等を支払うことにより、1日の利用で2,500円（所得に応じて1,000円から2,000円を減額する減免制度あり）となっているところですので、ご理解をお願いします。

#### 第6項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）

公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、改めて「重要事項説明書」を保護者の方に交付して説明を行い、同意を得ることが必要となります。内容については、施設種別の変更による加除や修正が必要な箇所を除き、大きな変更はございませんが、当該事項については、見直しを行う予定です。

#### 第7項（子育て支援部幼保推進課）

公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、新たに作成する「重要事項説明書」については、「保育料滞納による退園」に関して規定する予定は現在のところございませんが、保育料滞納に対しては、保護者の世帯収入などの状況を丁寧に聞き取りながら、法に基づいた手続きを行うことになります。

なお、負担能力に著しい変動が生じ、直近の収入などから保育料負担が困難と認めた場合は、減免措置を行うことができます。

番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
<b>第8項（子育て支援部幼保運営課）</b>						
<p>保育所等へ交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまえ制度の再構築を行ったところであり、看護師等の雇用への支援については同内容で補助を継続することとしました。今後も限りある財源の中で適正な補助制度について、研究してまいります。</p> <p>なお本市では、従来から、保育教諭等についても配置基準を上回る配置ができるよう補助項目を設定しているところであり、このような中で、看護師の配置については施設設置者の工夫と判断に委ねているところです。</p>						
<b>第9項（子育て支援部幼保運営課）</b>						
<p>保育士の処遇改善策につきましては、本市独自の補助等は行っておりませんが、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があります。</p> <p>なお、保育所等へ交付する本市独自の運営補助金については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設関係者からのご意見もふまえながら限りある財源の中で制度の再構築を行ったところであり、同補助金でも公定価格に上乗せした人的加配等を可能とすることで、保育環境の充実等を図っているところです。</p> <p>また、本市では従来から国庫補助を活用し、民間施設を含めた保育士等を対象とした研修を実施しています。これらの研修を通じて、スキルアップを図るとともに、保育士等の方が感じている職責の重さや事故への不安の軽減につなげたいと考えております。さらに、平成28年度については、ICT化（業務効率化）を推進するための補助を行い、書類作成等の業務負担の軽減を図っているところです。</p> <p>今後もさらなる保育士不足の解消に向けて取り組むとともに、市内の民間保育士の給与や勤続年数の把握については、各施設からの協力が不可欠であり、ご意見もお伺いしていきたいと考えております。</p>						
<b>第10項（子ども青少年育成部子ども企画課）</b>						
<p>本市では平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠、出産から子育て期に至る切れのない子育て施策を推進しております。本計画は、市民へのニーズ調査、市民公募委員や有識者で構成する附属機関、パブリックコメント、関係団体への説明会などで頂いた幅広いご意見を踏まえて策定し、各事業を実施しております。</p> <p>また、市長自らもできるだけ現場に赴き、あらゆる機会を通じて市民や事業者の皆様から直接ご意見をお聞かせいただいております。今後も引き続き、「現場主義」「市民目線」の観点に立ち、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て・保育施策を実施してまいります。</p>						



番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	公共料金の値下げについて					
第1項①(生活福祉部国民健康保険課)						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円／年引き下げるることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円／年の引き下げとなりました。</p> <p>また、保険料は被保険者の医療費を給付する際の大切な財源であり、保険料の滞納は負担の公平性からも見過ごすことはできないため、督促状及び催告書の送付、国保コールセンターによる納付案内、調査徴収非常勤職員による訪問徴収、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付、さらには差押えなどの滞納処分等の対策によって、保険料の収納確保・納付促進に努めています。</p> <p>これらの取組により、平成27年度の保険料(現年分)収納率は93.36%と6年連続向上させるとともに、平成27年度の未収金の総額は約68.9億円と9年連続で減少させることができました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局
-----	--------	-----	-------

件 名	公共料金の値下げについて
-----	--------------

第2項①(長寿社会部介護保険課)

介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。

第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、国の制度改正に伴い、負担割合が21%から22%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。

本市の第6期介護保険料は、大阪府下41団体中8番目、第5期からの伸び率は、大阪府下41団体中18番目に高くなっています。

また、収入未済額に関しては、催告書の送付やコールセンターによる納付勧奨、介護保険料徴収員の訪問等により徴収に努めています。

本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。

なお、平成27年4月から消費税増収分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。

番 号	陳情第67号	所管局	上下水道局			
件 名	公共料金の値下げについて					
第3項、第4項（経営管理部経営企画課）						
<p>本市の水道料金については、直近で、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり引き下げを実施しています。本市の給水人口は平成23年度をピークに減少傾向に転じ、料金収入も減少傾向になっており、今後も減少傾向は続くものと予測しています。本市は、浄水処理をしておらず、大阪広域水道企業団から全量、水を購入していますが、購入した水を本市内に供給するために、配水池や水道管の整備・維持管理などの経費が必要です。人件費削減などの経営改善を図っておりますが、今後、上町断層帯地震等を想定した施設耐震化及び経年劣化施設の更新など、水道の安定供給に向けた取組も必要となることから、現時点において更なる引き下げを実施することは難しいと考えております。</p>						
<p>また、下水道使用料については、平成12年度、平成15年度、平成18年度と値上げを実施し、本市の最重点施策の一つとして積極的に下水道整備を進めてきました。その結果、本市の下水道普及率は、平成27年度末で98.0%となり、多くの方に下水道をご利用いただけるようになった一方、近年の急速な下水道整備により、その事業費の財源として借り入れた企業債の支払利息や新たに整備を行った下水道施設に係る減価償却費が多くなり、使用料の算定に影響を与えているところです。</p>						
<p>本市を含め多くの市町村では、使用水量が多くなるほど単価が高くなる遅増制の料金体系を採用していますが、大阪市など、多くの水を使用・排出する大企業や大規模ビルが集中している事業体においては、高い単価部分での収入割合が大きく、その分、一般家庭（小口使用者）の水道料金及び下水道使用料を低く抑えることができていると考えられます。</p>						
<p>このように、下水道事業を独立採算制のもとで経営する場合、下水道の整備時期や普及状況、都市構造などの条件によって、下水道使用料は各都市間で差が生じますが、本市では、人件費の削減をはじめ、維持管理費の削減や水洗化率向上による使用料収入の増加などの経営改革にも取り組んでおり、引き続き経営基盤の強化に努めているところです。</p>						
<p>今後は、下水道事業の経営状況や災害対策などの市民の安全安心を守る取組の推進状況を勘案しつつ、下水道使用料の引き下げについても検討していきたいと考えています。</p>						
<p>次に、未収金徴収の取組については、給水停止が早期収納に最も有効な債権の回収方法であるため、給水を停止するまでの期日の短縮化や、停止解除の要件の厳格化、今後の支払い計画書の提出、約束不履行時の給水停止の確実な実施などの取組により債権の早期収納を図っています。また、一定の対応を行っても債務を履行しない使用者については、早期に弁護士対応に切り替え、専門性及び効率性を活かした債権回収を行うことで、不納欠損の縮減に努めています。</p>						
<p>今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用いただけるよう、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、現行の上下水道料金についてご理解くださいますようお願いいたします。</p>						



番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局			
件 名	視覚障害者施策の充実について					
<b>第1項（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>日常生活用具の給付制度は、もともと国の制度であり、本市では、点字ディスプレイの対象者については、当時の基準を準用し、「視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者であって、必要と認められる者」としています。</p> <p>日常生活用具に関しましては、点字ディスプレイに限らず、さまざまな要望をいただいているところであります。本市におきましては、限りある財源の中で優先順位を定め、支給要件等を決定していきたいと考えております。</p>						
<b>第2項（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>また、本事業は初乗り運賃に対する助成のため、一度に複数枚の使用はできませんので、ご理解をお願いします。</p>						
<b>第3項（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、他のサービスも含めて総合的に利用見込みを考慮したうえで、支給決定を行う必要があることから、1か月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されています。</p> <p>また、市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方に基づき1か月を単位とした支給決定を行っているところです。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	建築都市局
件 名	視覚障害者施策の充実について		

第4項（交通部公共交通課）

本市では、これまで大阪市交通局に地下鉄御堂筋線の可動式ホーム柵について設置を要望してまいりました。

これに対して、大阪市交通局からは「可動式ホーム柵の導入にあたっては、車両を決まった位置に停止させる方策や可動式ホーム柵の設置により狭くなる通路部の対策などの解決すべき課題があります。特に、お客様のご利用の多い線区では、可動式ホーム柵の設置により階段横などの通路部が狭くなり混雑が助長されることや、車両扉に加えて柵扉を閉める際の安全確認に時間を要し、混雑が増すと乗り降りに時間がかかり、さらに停車時間が延びるという悪循環に陥り、朝のラッシュ時などではお客様をお運びできなくなること等が懸念されます。実際、平成27年3月に供用開始しました御堂筋線天王寺駅と心斎橋駅につきましては安全確認のために停車時間を延長するなどのダイヤ変更を実施しており、その結果、朝のラッシュ時において運転本数が減少となり、車内や駅の混雑が以前より悪化している状況となりました。そのため、現状の運転方式のまま新たに他駅への可動式ホーム柵の設置は不可能であると判断しています。現在は、これらの課題を解決すべく、運転方式の変更や駅での乗降時間短縮に向けた検討を進めているところであります。」という回答がありました。

お示しのように地下鉄御堂筋線と直通している北大阪急行線3駅など京阪神地域の鉄道駅において、可動式ホーム柵等の設置に向けた動きがマスコミ等で報じられています。

こうした中で、本市としましても転落事故防止に最も有効な可動式ホーム柵の早期設置について、引き続き、大阪市交通局に強く求めてまいります。

番 号	陳情第69号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（1）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>国民健康保険事業では、一般被保険者に対する医療給付費や後期高齢者医療制度への支援金等の歳出総額から、国・府からの支出金や市の一般会計繰入金等の歳入総額を差し引いた残りを、被保険者の方々に保険料として負担していただく仕組みとなっています。</p> <p>年々医療費が増加する現状に鑑みると、保険料を恒常に引き下げるのは、現在のところ困難と考えていますが、平成28年度においては低所得世帯に対する保険料の軽減がさらに拡充されたことや堺市国民健康保険料収納対策基金からの繰入金を見込むことなどにより、平成27年度に比べて1人当たり平均保険料を2,150円／年引き下げることができました。その結果、1人当たり平均保険料は7年連続の引き下げとなり、平成21年度に比べて合計15,587円／年の引き下げとなりました。</p> <p>本市では、収入の確保、医療費の適正化はもとより、経費の節減、事務の効率化等により、被保険者の信頼にこたえられるよう、今後ともより一層の経営努力に努めてまいりますのでご理解をお願いします。</p>						
<b>第1項（2）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>一部負担金の減免については、厚生労働省から「一部負担金減免の取扱いについて」とする技術的助言に関する通知が出されたことに伴い、平成25年1月に本市の減免基準の大幅な見直しを行ったところです。この見直しは、入院の場合に保険料の納付要件をなくすなど国の減免基準をすべて取り入れるとともに、被保険者の収入基準額を生活保護基準額の120%以下（国基準では生活保護基準額の110%以下）に緩和し、対象となる療養区分を入院だけでなく外来まで拡充するなど、本市の独自基準を追加したものです。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、積極的に制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めてまいります。</p>						
<b>第1項（3）（生活福祉部国民健康保険課）</b>						
<p>短期被保険者証については、国民健康保険法第9条第10項の滞納者の被保険者証については特別の有効期限を定めることができるとの規定に基づいて、交付しています。</p> <p>被保険者資格証明書については、国民健康保険法第9条第6項の規定に基づいて、滞納被保険者が事情もなく保険料を納付しない場合に、交付しています。</p> <p>このように、国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づき行っていますが、発行にあたっては機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第1項（4）（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険法第9条第7項に基づいて、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。

また、平成20年10月30日付け国通知により、子どものいる滞納世帯に対する資格証明書交付の留意点として、子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である場合に、緊急的な対応として、短期被保険者証の交付に努めています。

さらに、平成21年1月20日付け国通知により、子ども以外の者についても、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である場合に、緊急的な対応として、短期被保険者証の交付の必要性を判断することが示されています。

このように、被保険者証、短期被保険者証の発行については、法令・通知等に基づいて、病状や収入状況と今後の保険料納付の見通しなどの個別の実情を十分聞き取った上で判断を行っています。

#### 第2項（1）（長寿社会部高齢施策推進課）

堺市では、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施します。これに加え、多様な主体によるサービスの提供を考えており、堺市独自の研修を実施することにより、質の確保に努めてまいります。

また、国へは、地方公共団体の意見を十分反映したうえで制度改正を行うよう要望しており、高齢者の在宅生活を支えるため、必要なサービスが利用できるよう努めてまいります。

番 号	陳情第69号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第2項（2）（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が21%から22%に引き上げられましたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などにより、基準額を増額改定しました。</p> <p>本市としましては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定を行い、安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p> <p>なお、平成27年4月から消費税增收分を財源とした公費投入により、保険料段階が第1段階の方を対象に保険料基準額に対する割合を0.05引き下げ、0.45としました。</p> <p>介護保険料については応分負担としていますが、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。平成24年度から、世帯の年間収入額の要件を、一人世帯では96万円以下から120万円以下に見直し、減免制度の拡充を図っており、第6期計画期間においても、引き続き減免措置を実施しているところです。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っております。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（1）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）</b>						
今年度実施する障害者等実態調査などにおいて、障害者の医療の現状について把握し、その上で、障害者への医療提供体制のあり方について研究してまいります。						
<b>第3項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
本市では、重度の障害があっても利用できる生活の場を確保するため、市単独事業としてグループホームにおける生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」や、短期入所事業所において強度行動障害や医療的ケアが必要な方など支援度合の高い重度障害者などを受け入れた場合に加算を行う「堺市障害者短期入所事業運営費補助事業」を実施し、機能強化を図っております。						
また、「ベルデさかい」において、外来診療・リハビリテーション、短期入所、相談支援等の実施とあわせ、関係機関等との連携を強化し、重症心身障害者（児）や、そのご家族の地域生活を支援しているところです。						
今後とも、重度の障害のある方たちが、地域で暮らし続けていけるように、地域生活の支援機能を充実し、あらゆる社会資源の活用を図りつつ、地域で暮らし、地域で支える体制の確保に努めてまいります。						
<b>第4項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンдро́мに着目して検査項目を特定し、医療保険者が40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。						
したがいまして、本市は堺市国民健康保険における医療保険者として高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。						
また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、65歳以上の方や市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いいたします。						

番 号	陳情第 6 9 号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（2）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>がん検診の検査方法や内容については、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、地方自治体に示されております。</p> <p>本市では、この指針に基づきがん検診を実施いたしておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>また、自己負担につきましては、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定しておりますが、65歳以上の方や市民税非課税世帯に属する方などにつきましては、無料としておりますので併せてご理解をお願いいたします。</p>						
<b>第5項（1）（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ、生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。</p> <p>また、相談を受けた窓口が懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						
<b>第5項（2）（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>稼働能力を活用しているか否かの判断については、保護の実施要領に基づき、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により客観的かつ総合的に検討すべきであると考えております。</p> <p>そのため、必要に応じて臨床心理士の資格を有するカウンセラーによる判定を活用するほか、就労指導については、ケースワーカーによる支援だけでなく、本人同意の上、就労支援員による支援、キャリアカウンセラーによるカウンセリング、さらに求人開拓や集中・集団支援など、受給者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援を実施しています。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（子ども青少年育成部子ども企画課・子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課）（学校教育部学校指導課・総務部学務課）						
<p>本市では、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の構築に向け、関係部局が連携してさまざまな取組を実施しています。</p> <p>経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対しては、学校教育法の趣旨に基づき、学用品費等の費用の一部を援助する就学援助事業を実施しております。</p> <p>平日の放課後や長期休業中には、小中学校の児童生徒の希望者を対象にマイスタディ事業を行っており、土曜日には、一部の中学校において教育関連企業を活用した学習支援に取り組んでおります。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づき、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の高校生等の子どもに対しては、将来の自立に向けた相談支援を行うとともに、居場所の提供を行い、学習習慣を身につけるための支援（学習支援）と社会性を育む支援（社会性支援）を行っているところです。</p> <p>また、ひとり親家庭の貧困は喫緊の課題であることから、これまでの施策に加え、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ひとり親家庭の父母や子の学び直しを支援する「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を平成28年度から実施するなど、支援策の充実・強化に努めています。</p> <p>さらに本年度は、市内数か所でモデル的に「子ども食堂」を実施し、利用者ニーズや孤食の状況、運営課題等に関する調査を行う「子ども食堂モデル事業」に取り組んでおり、その結果を踏まえて今後の事業展開を検討する予定です。</p> <p>今後も引き続き、関係部局が密接に連携し、子どもの貧困に関する実態把握に努め、その対策に資する取組の充実・強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第7項（総務部学務課・学校管理部保健給食課）</b>						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営することになっております。</p> <p>これまでも、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実を要望しており、市民相互扶助の観点を踏まえるとともに、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準で実施しております。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p> <p>また、本市の中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を活かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、本年度11月から全校において実施しております。</p>						
<b>第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>のびのびルームの運営に当たりましては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。</p> <p>活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本とし、児童数増加に伴う校舎の増改築の際には、開設時間帯に専ら使用できる専用区画の整備を進めてまいります。また、既存の施設において、のびのびルームの活動場所の確保が困難となるような場合には、学校施設全体の状況も見定めた上で、別棟を建設することも検討してまいります。しかし、利用申込者数が増加傾向であることから、学校敷地内を基本としながら、当該小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していくいただく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p> <p>なお、本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めております。</p> <p>今後も、運営事業者と連携し、児童に安心して入室していただけるよう、体制を整えてまいります。</p>						



番 号	陳情第70号	所管局	産業振興局			
件 名	大企業への優遇策について					
(商工労働部産業政策課)						
<p>平成17年4月1日の堺市企業立地促進条例の施行後、新規の企業投資の促進を図った結果、グリーンフロント堺の立地企業をはじめ92件の認定を行い、約9,850億円の投資を誘引しました。</p> <p>本市の基幹産業である製造業の動向をみると、堺市の製造品出荷額も条例制定前の平成16年は2兆円程度でしたが、直近（平成26年）では3兆8千億円を超え、大阪市を抜いて全国6位となっています。</p> <p>本市税収の推移につきましては、条例制定前の平成16年度は1,131億円だったものが、平成26年度は1,327億円と17%も増加しているところであり、企業立地が進むことは、本市の経済基盤の強化に資するものと考えております。</p> <p>さらに、本年7月にはシャープ株式会社が同社本社を堺市に移転したことから、本市に勤務する従業員が約700名程増加しているところですが、今後の本市での持続的な操業をはじめ、税収面や事業機会の拡大などで、長期的に本市の地域経済へ好影響を及ぼすことを期待しているところです。</p> <p>今後も引き続いて、これまでの企業立地促進条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的として、平成27年4月から施行しております『堺市ものづくり投資促進条例』等の施策を通じ、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。</p>						



番 号	陳情第71号	所管局	建築都市局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
<p>第1項、第2項、第3項（ニュータウン地域再生室）（健康福祉局健康部健康医療推進課）</p> <p>近畿大学医学部及び附属病院の移転計画については、現時点では平成35年度に移転をめざすこと及び基本協定の内容以外の詳細は公表されておりません。具体的な移転用地、移転後の施設内容等については、市民生活への影響を考慮し、現在関係者で協議及び検討をしているところです。</p> <p>また、近畿大学の再編構想では、泉ヶ丘駅前での医学部及び附属病院の開設に伴い、現在の近畿大学医学部堺病院は「閉院の予定」とされており、詳細については近畿大学から「現時点では決まっていない」と聞いております。閉院した場合の対応や移転後の施設内容等に係る説明会の開催などに関する要望については近畿大学に伝えてまいります。</p>						



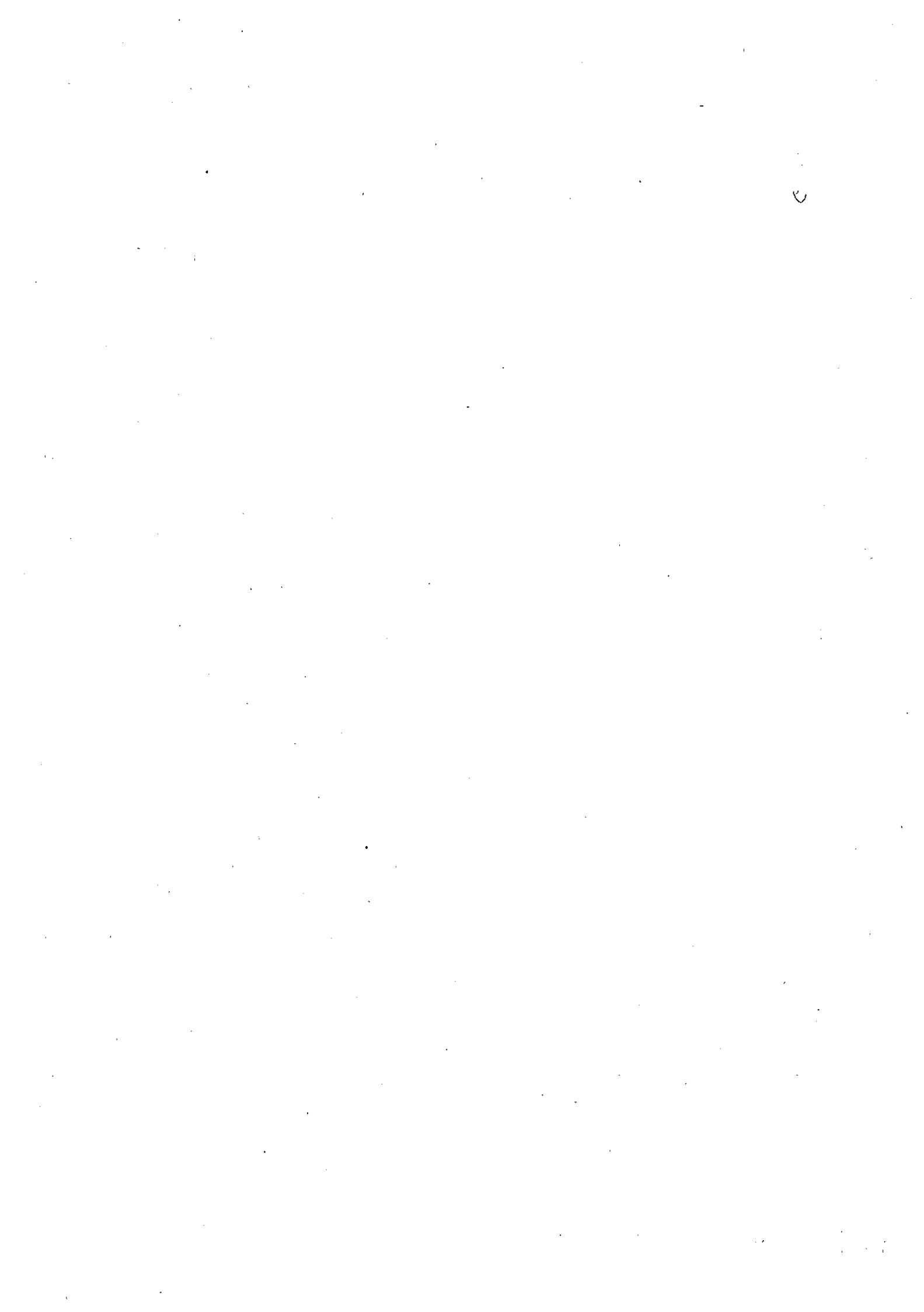
番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	障害児施策の充実について					
<b>第1項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>今後の本市における支援学校を含む特別支援教育の方向性につきましては、他都市の取組状況を参考にしながら、国や府の動向、特別支援教育における府と市の役割分担を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>						
<b>第2項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>百舌鳥支援学校の施設整備につきましては、今後の児童生徒の在籍数、学級数等を鑑みながら、学校や関係課と連携し研究してまいります。</p>						
<b>第3項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>本市は、府立支援学校の通学区域の変更に関し、保護者への丁寧な説明及び十分な情報提供をすること、スクールバスの運行に当たり、通学時間が生徒の負担とならないよう事前調査を実施し検討すること、きょうだい関係がある場合は個別に配慮すること等の意見や、障害の状態や通学方法など、個々の事情に応じた対応等について大阪府教育委員会に要望しております。</p>						
<p>今後もこれらの要望を、大阪府教育委員会に対して続けてまいります。</p>						
<b>第4項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>大阪府は、生徒の障害の状態の多様化に対応するため、生活自立の学習を中心とした支援学校高等部のほか、知的障がい高等支援学校の職業学科及び共生推進教室、高等学校におけるカリキュラムや授業内容を工夫した、共に学ぶ知的障がい自立支援コース等、様々な学びの場を設けていることから、多岐にわたる進路選択が可能となっております。</p>						
<p>本市といたしましては、特別支援教育における府と市の役割分担等を踏まえ、今後も特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p>						
<b>第5項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>通級指導教室につきましては、現在、国からの教員加配として国の改善計画に基づき設置されております。今後も、通級による指導の対象となる児童生徒の増加が見込まれることから、国に対し、小中学校の通級指導教室の増設を要望してまいります。</p>						
<b>第6項 (学校教育部支援教育課)</b>						
<p>介助員は、本市の短期臨時職員として任用しており、地方公務員法第22条第2項及び堺市短期臨時職員の任用及び勤務条件等に関する要綱に基づき、連続任用はできませんが、障害のある子どもに対する支援のため、年度当初からの配置に努めております。</p>						
<p>介助員の研修につきましては、4月及び9月に実施しております。また、配置校においても、管理職や支援学級担任等による実践研修を行うよう指導しております。</p>						

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	障害児施策の充実について					
<b>第7項（学校教育部支援教育課）</b>						
<p>重度の障害の子どもが安心して地域の学校に通学することができるよう、学級や子どもの障害の状況を鑑み、介助員の配置や必要な施設改修を行っております。</p> <p>今後も、可能な限り必要な措置を講じてまいります。</p>						
<b>第8項（学校教育部支援教育課）</b>						
<p>本市では、学校における特別支援教育の推進的役割を担う推進リーダーの育成を目的として、平成23年度から支援教育推進リーダー研修を実施しております。</p> <p>この研修の受講者は、各所属校において、特別支援教育コーディネーターや支援学級担任・通級指導教室担当等として、通常の学級担任に対する指導助言や、発達障害等のある児童生徒への指導や支援を行っております。</p> <p>特別支援教育コーディネーターにつきましては、校務分掌に位置付けており、保護者への周知に引き続き努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>のびのびルームの運営に当たりましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、同条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。</p> <p>今後も、利用する児童の増加に的確に対応できるよう、増改築工事の中で、開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努め、学校と調整することにより、子どもたちが快適に学び、遊ぶことができる環境を整備いたします。</p> <p>なお、現在の金岡小学校のびのびルームは、専用教室4部屋と共用教室1部屋があり、基準を満たしております。</p>						
<b>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>のびのびルームの開設日につきましては、保護者ニーズ、児童の利用予測等を踏まえ設定しております。長期休業中の休室日の短縮につきましては、盆休み期間の休室日（8月12日～16日）において、日曜日を除きすべて開室日とすること、また、年末年始の休室日（12月28日～1月5日）においては3日間短縮し、12月29日～1月3日とすることを検討しており、現在、実施に向けて取組を進めているところです。</p>						



番 号	陳情第74号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項、第2項、第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームにつきましては、本年度7月以降に、専用教室に加え、共用教室2室をのびのびルームの開設時間帯に専ら使用できるよう整備いたしました。共用教室の活用につきましては、利用状況に応じて、国の示す基準及び市の条例に則り、適切に使用するよう運営事業者に対し、指導及び監督を強化してまいります。</p> <p>また、児童数の増加が予測される中、現在、校舎の増改築計画を検討しており、その中ののびのびルームの開設時間帯に専ら使用できる教室の整備に努めてまいります。</p> <p>活動場所の確保に向けては、安全確保の観点から、学校敷地内での運営に取り組んできたところです。しかし、利用申込者数が増加傾向であることから、利用児童を受け入れるための活動場所の確保について、学校敷地内を基本としながら、当該小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していくことなく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討が必要であると考えております。</p> <p>なお、隣接制度につきましては、対象校が定員に達し、待機となった場合、保護者による送迎等の一定の条件の下、隣接する校区ののびのびルームを利用することができる制度としており、保護者の方の希望により利用していただく制度となっております。</p> <p>今後も、利用児童の安全安心を第一に考え、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。</p>						



番 号	陳情第75号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項、第2項、第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現時点では当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれています。事業開始当初は、民間事業者にノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。しかし、最近では、府内で、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るために、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p> <p>また、事業運営については、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による事業者を選定することで、さらに、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境を整備できるものと考えております。</p> <p>運営に係る委託料は、市において、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算した業務全般の総額で契約するものであり、その範囲内で業務を実施していただきます。</p> <p>なお、予算につきましては、今後も事業の検証をしながら必要な予算の確保に努めてまいります。</p>						
<b>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>のびのびルームの運営に当たりましては、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守してまいります。</p> <p>活動場所の確保に向けては、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本とし、児童数増加に伴う校舎の増改築の際には、開設時間帯に専ら使用できる専用区画の整備を進めてまいります。また、既存の施設において、のびのびルームの活動場所の確保が困難となるような場合には、学校施設全体の状況も見定めた上で、別棟を建設することも検討してまいります。しかし、利用申込者数が増加傾向であることから、学校敷地内を基本としながら、当該小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していただく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討も必要であると考えております。</p> <p>今後も、利用児童の安全安心を第一に考え、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第6項、第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置につきましては、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、児童おむね40人以下を一の支援単位として支援の単位ごとに2人の指導員を配置することとされております。本市においては、「おむね」の範囲として児童45人以下を一の支援単位として支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人以上は放課後児童支援員としております。</p> <p>のびのびルームの指導員体制については、児童の安全を図るため、規模に応じて准主任・副主任指導員を配置しております。副主任指導員は副責任者として主任指導員を補佐しております。</p> <p>また、児童の支援単位の人数につきましては、児童の安全確保や健全育成の観点から、引き続き検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現時点では当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。事業開始当初は、民間事業者にノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。しかし、最近では、府内において、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るために、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p> <p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p> <p>また、事業運営については、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による事業者を選定することで、さらに、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境を整備できるものと考えております。</p>						



番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項、第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム事業）は、平成9年度に事業を開始して以降、利用児童数は増加を続け、現時点では当初の約4倍の1万人を超えており、今後もさらに増加することが見込まれております。事業開始当初は、民間事業者にノウハウがないことを踏まえ、堺市教育スポーツ振興事業団のみを事業者として運営を委ねてまいりました。しかし、最近では、府内において、運営実績のある事業者が増加しており、堺市においても、美原区の「のびのびルーム」など16校では、既に民間事業者による運営が安定的に行われております。教育委員会におきましては、市議会での議論なども踏まえて検討を重ねた結果、「のびのびルーム」の運営体制のさらなる安定化を図るために、堺市教育スポーツ振興事業団も含めて、広く運営事業者を公募し、プロポーザル方式による選定を行うことが適切であると判断しました。</p>						
<p>事業者の選定に当たっては、価格のみではなく、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム、安全体制など総合的な運営内容を審査して決定します。</p>						
<p>事業運営については、市の条例等の規定や契約における業務仕様書により遵守事項を定めていることから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による事業者を選定することで、さらに、児童を安全にお預かりし、保護者に安心していただける環境を整備できるものと考えております。</p>						
<p>なお、運営事業者の公募に対する教育委員会としての考え方について、利用者全員に宛てて文書をお送りいたしますとともに、電話や来課等で寄せられたお問い合わせに対しましても、個別に御説明をしているところです。</p>						
<p>また、いただいたご意見や御質問等をまとめ、ホームページ等で公開しており、今後も広く周知に努めてまいります。</p>						
<b>第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員の配置につきましては、条例に基づき、支援の単位ごとに指導員2人を配置することとしており、このうち1人は保育士などの資格を有する放課後児童支援員としています。受託事業者には、指導員の配置基準に沿った配置について、必要な指導を行っております。</p>						
<p>なお、本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めています。</p>						
<p>活動場所の確保に向けては、待機児童解消や安全確保の観点から、学校敷地内の運営に取り組んできたところです。しかし、利用申込者数が増加傾向であることから、利用児童を受け入れるための活動場所の確保について、学校敷地内を基本しながら、当該小学校に隣接、かつ定員に余裕があるルームを利用していただく隣接制度や民間の事業実施者の活用など様々な方策を視野に入れた検討が必要であると考えております。</p>						
<p>今後も、利用児童の安全安心を第一に考え、運営事業者と連携し、より多くの児童に利用していただけるよう努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>本年度7月以降に、専用教室に加え、共用教室をのびのびルームの開設時間帯に専ら使用できるよう空調設備及び警備面において整備いたしました。共用教室の活用につきましては、指導員の工夫により使用するよう、運営事業者に対し、指導及び監督を強化してまいります。</p> <p>今後も、のびのびルームにおける施設及び設備の整備につきましては、学校の協力のもとに可能な範囲内で、その充実を図り、引き続き、児童の安全確保に努めてまいります。</p>						
<b>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>運営経費につきましては、保護者の皆様からの負担金と、市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しており、受益者負担の観点から、負担額を設定し、保護者の皆様にも、当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいております。</p> <p>なお、世帯の状況により、一部負担金の減額・免除の制度がございます。</p>						
<b>第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>おやつの役割につきましては、国の「放課後児童クラブ運営指針」において「発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。」と記されており、次年度の業務仕様書に反映させております。</p> <p>なお、間食につきましては、衛生面と安全管理の観点から、完成品にて実施しているところで御理解願います。</p>						

**平成28年 第5回市議会(定例会) 請願・陳情回答綴**

平成28年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-16-0051

